

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成31年 2月12日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成31年度公共用水域水質調査業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13300056 |
| (3) 物品委託役務内容 | 東広島市内の公共用水域等における水質調査を行い報告書等を作成するもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 平成31年 4月 1日から平成31年 9月30日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市内一円 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（成果物の製造） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	測定・検査>次のすべて 環境測定(計量証明事業)<水質・土壌> 水道法に基づく水質検査
イ	法令等による登録等	次のすべて ・計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による広島県知事の計量証明事業（濃度）の登録を受けていること。 ・水道法（昭和32年法律第177号）第20条の4の規定による水質検査機関の登録があり、登録事項のうち「水質検査を行う区域」を広島県とし、「検査を行う事業所の所在地」を広島県内としていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成31年1月25日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

(1) 入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成31年 2月12日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成31年 2月12日～平成31年 3月4日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成31年 2月12日～平成31年 2月19日（午前 8時30分～午後 5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 環境対策課 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館1階） 電話番号 082-420-0928 / ファックス番号 082-421-5601 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成31年 2月22日～平成31年 3月4日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成31年 2月28日～平成31年 3月1日（午前 8時30分～午後 5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成31年 3月4日 午後 2時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成31年度公共用水域水質調査業務仕様書

1 業務の名称

平成31年度公共用水域水質調査業務

2 調査の目的

水質汚濁防止法第16条に基づき、公共用水域における水質環境基準の達成、維持状況を把握するため、水質測定調査を実施する。

3 履行期間

平成31年4月1日から平成31年（2020年）9月30日まで

4 履行場所

東広島市内一円

5 調査の実施方法

(1) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、別表第1による

(2) 測定地点

測定地点は、別表第2による。

(3) 測定方法

測定方法は、別表第3に掲げる方法による。

(4) 試料の採取及び水質検査に関する事項

ア 試料採取は受注者が行うこととし、調査地点を巡回し、採取すること。

イ 各月の試料採取日については、発注者と受注者が協議して決定する。採取日を変更する場合は、あらかじめ了解を得ること。

ウ 保存期間内に分析を行うこと。保存期間は各検査方法に規定された期間を厳守することとする。

(5) 地下水の検査方法

地下水位測定は既存の観測井より投げ込み式の水位計を用いて地下水位を測定する。

地下水位は観測井孔口から観測井内の地下水面までの長さとする。

6 業務の内容

(1) 実施計画書の作成、提出及び説明

次の事項を記載した「実施計画書」を作成し、契約日から14日を経過する日までに発注者に提出するとともに説明し、承認を受けるものとする。

① 業務統括責任者名、精度管理責任者名、採水責任者名、採水人員、分析責任者名、分析人員及び点検管理者名

② 緊急連絡体制図

- ③ 採水ルート（スケジュール）
- ④ サンプルング機材点検表
- ⑤ 現場野帳に記載する事項
- ⑥ 分析スケジュール（試料搬入から報告書作成までのタイムスケジュール）
- ⑦ 分析チェック体制（試料搬入から報告書作成までのチェック体制）
- ⑧ 測定方法及び機器一覧表
- ⑨ 精度管理体制・方法（受注者による精度管理への取組み）
- ⑩ その他、最新の標準作業手順書の添付

(2) 事前打合せ

採水が円滑に実施できるよう、測定地点の現場確認等事前打合せを行うものとする。なお、日程については協議するものとする。

(3) 精度管理

分析に当たり精度管理を確実に行うものとする。

(4) 試料採水時の留意事項

ア 採水は日本工業規格「工業用水・工場排水の試料採取方法」（J I S K-0094-1994）に定める方法による。

イ 試料の採水は、採水責任者及び作業員の2名以上で手順を確認しながら適正に実施すること。

ウ 採水に当たり、急な大雨による濁水、濁水、河川工事等により実施できない場合には、直ちに発注者に報告し、指示を仰ぐものとする。

エ 資機材の準備、採水、運搬に至るまでの全工程において、汚染防止対策をはじめ適正な試料採取を行うものとする。

オ 採水に当たっては、細心の注意を払い、責任をもって事故防止に努めるものとする。

(5) 管理体制の整備

ア 次の項目ごとに点検管理者を定め、その点検状況を記録し（以下「点検記録簿」という。）保管しておくものとする。

- ① 採水用具の準備について
- ② 採水及び分析の実施について
- ③ 分析結果の整理について

イ 受注者の過失や精度管理上の不備があった場合は、受注者の責任で再測定を行うものとする。

ウ 分析資機材の準備、分析の完了までの全工程において、汚染防止対策をはじめ、適正な分析操作及びデータ管理を行うものとする。

エ 分析に当たっては、細心の注意を払い、責任をもって事故防止に努めるものとする。

7 検査結果の報告

(1) 報告内容

ア 現場野帳の写し

イ 公共用水域水質測定調査結果報告書

調査地点ごとの測定値の一覧表

ウ 公共用水域水質測定調査結果速報値
速報値、速報値を過去3年間の測定値と比較した表

エ 環境評価又はこれに類する考察等

オ 計量証明書

(2) 提出部数及び仕様

ア 現場野帳の写し	電子ファイル
イ 公共用水域水質測定調査結果報告書	1部（紙媒体）及び電子ファイル
ウ 公共用水域水質測定調査結果速報値	電子ファイル
エ 環境評価又はこれに類する考察等	1部（紙媒体）
オ 計量証明書	2部（紙媒体）

8 環境基準値等を超過した場合の報告

次に示す測定値が得られたときは、直ちに測定結果を発注者に報告する。

- (1) 環境基準値又は指針値が定められている項目について、その基準値又は指針値を超えた場合（生活環境項目を除く。）
- (2) 試料の汚染や採水における不備が疑われるなど、再採水の必要が生じた場合

9 採水及び分析業務を行う者等の要件

業務統括責任者、精度管理責任者及び分析業務を行う者は、公共用水域の水質測定の実務経験のある者とする。

採水業務を行う各班の採水責任者は、河川の採水の実務経験のある者とする。

10 その他

(1) 発注者が提供する資料

次の事項について、受注者に対して契約締結後速やかに提供するものとする。

- ・ 過去3年間の測定値 電子ファイル

(2) 採水した試料の保管について

採水した試料は、受注者の責任において、翌々月の採水を準備する日まで冷蔵庫に保管する。

- (3) 測定結果や精度管理に疑義を認めた場合には、発注者は、業務の一部を受注者の責任で第三者に再委託するよう指示できるものとする。
- (4) 本業務の委託料は、業務完了後一括払いとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議する。

別表第1 (測定項目について別紙2のとおり)

	調査地点	測定項目
A : 26地点	No.1 ~ 25、41	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、大腸菌、流量等観測項目
B : 26地点	No.1 ~ 25、41	N-ヘキササン抽出物質、全窒素、全磷、塩素イオン、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、有機態窒素、磷酸態磷
C : 3地点	No.26 ~ 28	pH、BOD、COD、SS、全窒素、全磷、N-ヘキササン抽出物質、流量等観測項目 (河川流量については慎重に測定し、本流、支流との調整も含む。)
D : 5地点	No.29 ~ 33	pH、COD、SS、N-ヘキササン抽出物質、大腸菌群数、大腸菌、流量等観測項目、TOC
E : 4地点	No.34 ~ 37	pH、BOD、SS、N-ヘキササン抽出物質、大腸菌群数、大腸菌、流量等観測項目
F : 2地点	No.7、38	ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、流量等観測項目
G : 2地点	No.39、40	地下水位測定

	調査回数	実施月
A	6回/年	4、5、6、7、8、9月
B	2回/年	5、8月
C	1回/年	7月
D	6回/年	4、5、6、7、8、9月
E	2回/年	5、8月
F	1回/年	7月
G	6回/年	4、5、6、7、8、9月

別表第2 (別紙1位置図、別紙3のとおり)

No. 1	東広島市西条町田口	黒瀬川 (黒瀬川下流)
No. 2	東広島市西条町御藪宇	黒瀬川 (和泉橋上流)
No. 3	東広島市西条中央	黒瀬川 (石ヶ瀬橋上流)
No. 4	東広島市西条町助実	黒瀬川 (中川)
No. 5	東広島市西条町寺家	黒瀬川 (切川)
No. 6	東広島市西条町下見	黒瀬川 (番蔵川)
No. 7	東広島市八本松東	黒瀬川 (深堂川)
No. 8	東広島市八本松町米満	黒瀬川 (米満川上流)
No. 9	東広島市八本松町原	黒瀬川 (温井川上流)
No. 10	東広島市黒瀬町	黒瀬川 (呉・黒瀬境界)
No. 11	東広島市黒瀬町	黒瀬川 (竹保川)
No. 12	東広島市黒瀬町	黒瀬川 (光路川)
No. 13	東広島市黒瀬町	黒瀬川 (笹野川)
No. 14	東広島市志和町志和堀	関川 (関川中流1)
No. 15	東広島市志和町志和堀	関川 (東川)
No. 16	東広島市志和町七条栴坂	瀬野川 (栴坂川)

No. 1 7	東広島市志和町冠	瀬野川（瀬野川）
No. 1 8	東広島市高屋町杵原	沼田川（杵原川）
No. 1 9	東広島市高屋町宮領	沼田川（宮領川）
No. 2 0	東広島市高屋町郷	沼田川（入野川中流2）
No. 2 1	東広島市高屋町造賀	沼田川（造賀川）
No. 2 2	東広島市福富町	沼田川（造賀川下流）
No. 2 3	東広島市福富町	沼田川（沼田川上流2）
No. 2 4	東広島市豊栄町清武	沼田川（棕梨川上流）
No. 2 5	東広島市河内町	沼田川（沼田川中流）
No. 2 6	東広島市西条昭和町	排水口（河隅橋南）
No. 2 7	東広島市西条大坪町	排水口（浄福寺橋上流）
No. 2 8	東広島市西条大坪町	排水口（浄福寺橋下流）
No. 2 9	東広島市安芸津町	早田原漁協沖No. 1（海域）
No. 3 0	東広島市安芸津町	早田原漁協沖No. 2（海域）
No. 3 1	東広島市安芸津町	早田原漁協沖No. 3（海域）
No. 3 2	東広島市安芸津町	早田原漁協沖No. 4（海域）
No. 3 3	東広島市安芸津町	早田原漁協沖No. 5（海域）
No. 3 4	東広島市安芸津町	宮崎川（河川）
No. 3 5	東広島市安芸津町	来島ドック排水口（河川）
No. 3 6	東広島市安芸津町	干拓樋門（河川）
No. 3 7	東広島市安芸津町	藤原鍛工沖（河川）
No. 3 8	東広島市西条町	三永貯水池入口（広島県公共用水域水質測定地点）
No. 3 9	東広島市西条栄町	観測井1（西条駅南側）
No. 4 0	東広島市西条町西条	観測井2（西条駅北側）
No. 4 1	東広島市西条町寺家	黒瀬川（道の駅・産業団地下流）

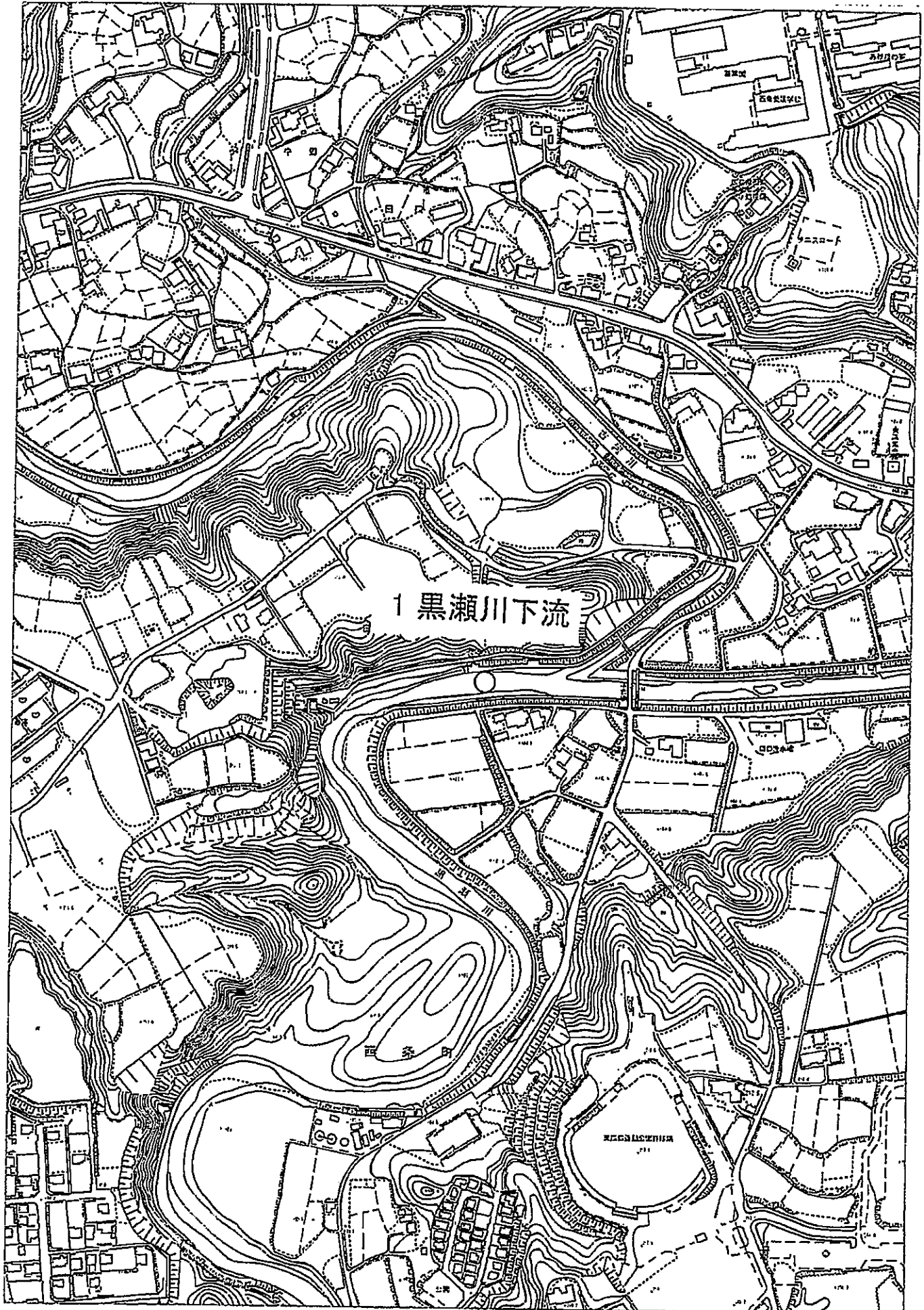
※発注者と採取場所の確認をすることとし、原則として過去の採取場所と同じ地点とする。なお、河川工事等または地形の変更等が原因で当地点がふさわしくないと判断される場合は発注者と協議するものとする。

別表第3
水質の分析方法及び定量限界値等

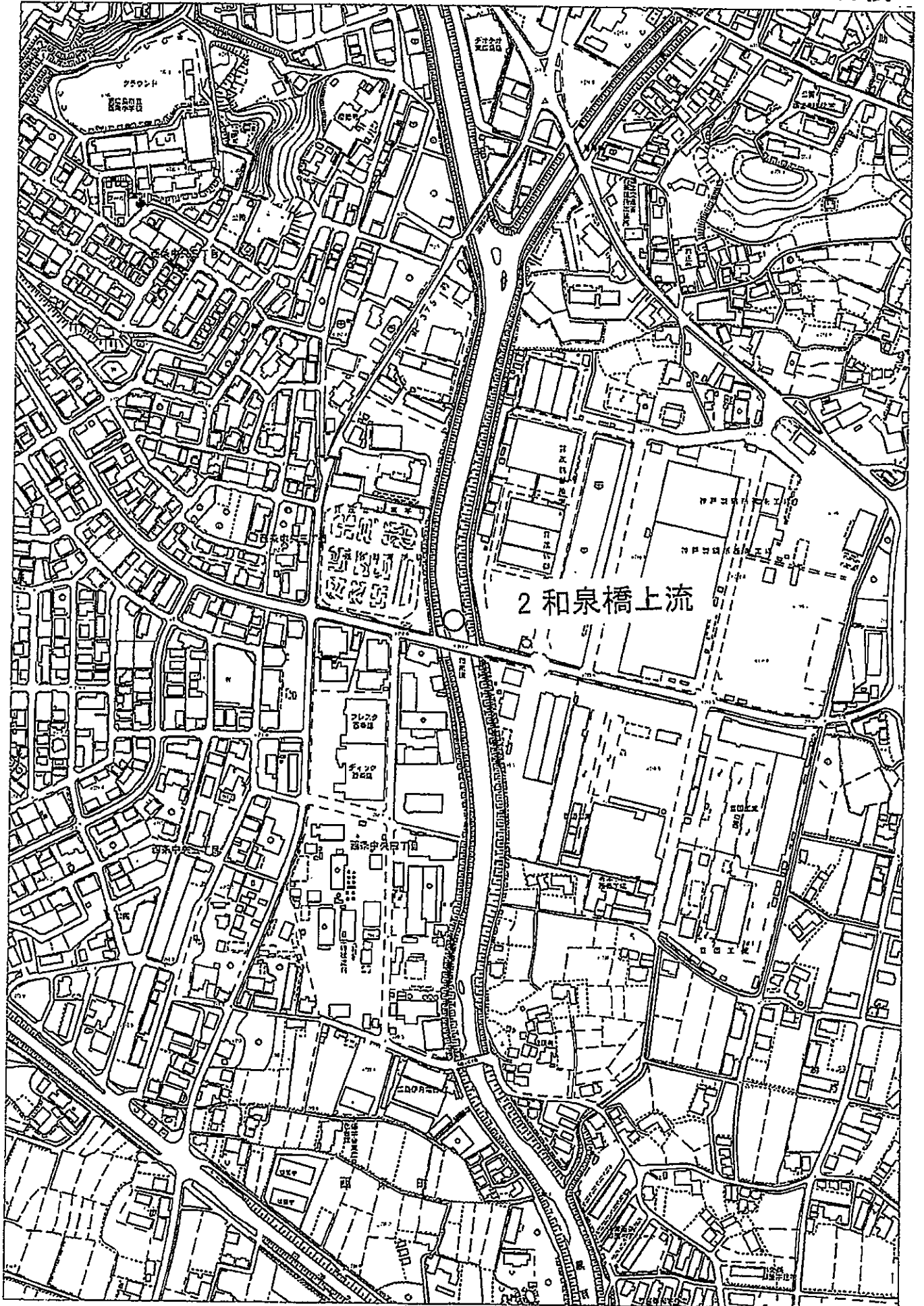
測定項目	定量限界	表示桁数等	分析方法
流量	m ³ /s	小数点以下2桁	
水深	m	" 1桁	
気温, 水温	°C	" 1桁	
透視度	cm	" 1桁	
pH		" 1桁	日本工業規格(以下この表において「規格」という。)K0102の12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法)
DO	0.5 mg/l	" 1桁	規格K0102の32又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法)
BOD	0.5 mg/l	" 1桁	規格K0102の21
COD	0.5 mg/l	" 1桁	規格K0102の17
SS	1 mg/l	整数部分	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号(以下この表において「告示」という。))付表9
大腸菌群数	MPN/100ml	"	最確数による定量法
ノルマルヘキサン抽出物質	0.5 mg/l	小数点以下1桁	告示付表13
全窒素	0.01 mg/l	" 2桁	規格K0102の45.2、45.3又は45.4(ただし海域は45.4)
全磷	0.003 mg/l	" 3桁	規格K0102の46.3
全亜鉛	0.001 mg/l	" 3桁	規格K0102の53に定める方法(準備操作は規格K0102の53のほか、告示付表10によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については告示付表10の1(1)による。)
下層DO	0.5 mg/l	" 1桁	要測定指標の測定の実施について(平成24年3月30日環境省水・大気環境局水環境課長協力依頼(以下「協力依頼」という。))の別添1
透明度	m	" 1桁	
大腸菌数	MPN/100ml 又は 個/100ml	整数部分	協力依頼別添2
カドミウム	0.0003 mg/l	" 4桁	規格K0102の55.2、55.3又は55.4
全シアン	0.1 mg/l	" 1桁	規格K0102の38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3
鉛	0.005 mg/l	" 3桁	規格K0102の54
六価クロム	0.02 mg/l	" 2桁	規格K0102の65.2
砒素	0.005 mg/l	" 3桁	規格K0102の61.2、61.3又は61.4
総水銀	0.0005 mg/l	" 4桁	告示付表1
アルキル水銀	0.0005 mg/l	" 4桁	告示付表2
PCB	0.0005 mg/l	" 4桁	告示付表3
ジクロロメタン	0.002 mg/l	" 3桁	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.0002 mg/l	" 4桁	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/l	" 4桁	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/l	" 3桁	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/l	" 3桁	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/l	" 4桁	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/l	" 4桁	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.002 mg/l	" 3桁	
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/l	" 4桁	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002 mg/l	" 4桁	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.0006 mg/l	" 4桁	告示付表4
シマジン	0.0003 mg/l	" 4桁	告示付表5の第1又は第2
チオベンカルブ	0.002 mg/l	" 3桁	
ベンゼン	0.001 mg/l	" 3桁	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.002 mg/l	" 3桁	規格K0102の67.2、67.3又は67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.01 mg/l	" 2桁	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1
硝酸性窒素	0.005 mg/l	" 3桁	
亜硝酸性窒素	0.005 mg/l	" 3桁	
ふっ素	0.08 mg/l	" 2桁	規格K0102の34.1又は告示付表6
ほう素	0.01 mg/l	" 2桁	規格K0102の47.1、47.3又は47.4
1,4-ジキサン	0.005 mg/l	" 3桁	告示付表7
銅	0.005 mg/l	" 3桁	
鉄	0.1 mg/l	" 1桁	
マンガン	0.1 mg/l	" 1桁	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月、環境庁告示第64号)
クロム(全)	0.1 mg/l	" 1桁	
フェノール類	0.5 mg/l	" 1桁	
クロホルム	0.001 mg/l	" 3桁	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.001 mg/l	" 3桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成11年3月12日、環境庁水質保全局通知(以下「通知」という。))の別表に掲げる方法(規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1)
1,2-ジクロロプロパン	0.001 mg/l	" 3桁	
p-ジクロロベンゼン	0.001 mg/l	" 3桁	

イソキサチオン	0.0002	mg/l	〃	4桁	同上(通知付表1の第1又は第2)
タ`イジ`ノン	0.0001	mg/l	〃	4桁	
フェニトロチオン(MEP)	0.0002	mg/l	〃	4桁	
イブ`ロチオン	0.0005	mg/l	〃	4桁	
ホキシ`銅(有機銅)	0.002	mg/l	〃	3桁	同上(通知付表2)
クロ`ト`ロニル(TPN)	0.0005	mg/l	〃	4桁	同上(通知付表1の第1又は第2)
プロ`ビ`サ`ミド`	0.0001	mg/l	〃	4桁	
EPN	0.0005	mg/l	〃	4桁	
ジ`クロ`ホ`ス(DDVP)	0.0005	mg/l	〃	4桁	
フェ`ノ`プ`カル`ブ` (BPMC)	0.0001	mg/l	〃	4桁	
イ`ロ`ベ`ン`ホ`ス(IBP)	0.0001	mg/l	〃	4桁	
クロ`ロ`ニ`ト`ロ`フ`ェ`ン(CNP)	0.0001	mg/l	〃	4桁	
トル`エン	0.01	mg/l	〃	2桁	
キシ`レン	0.01	mg/l	〃	2桁	
フタル`酸`ジ`エチル`ヘキシル	0.005	mg/l	〃	3桁	同上(通知付表3の第1又は第2)
ニ`ック`ル	0.001	mg/l	〃	3桁	同上(規格K0102の59.3又は通知付表4若しくは付表5)
モ`リ`ブ`デ`ン	0.007	mg/l	〃	3桁	
塩化`ビ`ニル`モノ`マー	0.0002	mg/l	〃	4桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年3月31日環境省水環境部長通知(以下「通知2」という。))付表1
エ`ピ`クロ`ロ`ヒ`ト`リン	0.00004	mg/l	〃	5桁	同上(通知2付表2)
全マンガン	0.005	mg/l	〃	3桁	同上(規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。))
ウ`ラ`ン	0.0002	mg/l	〃	4桁	同上(通知2付表4の第1又は第2)
ア`ン`チ`モン	0.001	mg/l	〃	3桁	同上(通知2付表5の第1、第2又は第3)
塩素`イ`オン	0.1	mg/l	有効数字	3桁	規格K0102の35
ア`モ`ニ`オ`態`窒`素	0.01	mg/l	小数点以下	2桁	規格K0102の42
燐`酸`態`燐	0.003	mg/l	〃	3桁	規格K0102の46.1
TOC	0.2	mg/l	〃	1桁	協力依頼別添3に定める方法
クロ`ロ`フ`ィ`ル`a	0.5	mg/m ³	〃	1桁	海洋観測指針
トリ`ロ`マ`ン`生`成`能	0.001	mg/l	〃	3桁	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2項の規定に基づき、環境大臣が定める検定方法(平成7年6月16日、環境庁告示第30号)
クロ`ロ`ム`生`成`能	0.001	mg/l	〃	3桁	
ジ`プロ`モ`ク`ロ`ム`生`成`能	0.001	mg/l	〃	3桁	
プロ`モ`ニ`オ`ク`ロ`ム`生`成`能	0.001	mg/l	〃	3桁	
プロ`モ`ホ`ム`生`成`能	0.001	mg/l	〃	3桁	
ふん`便`性`大`腸`菌`群`数	2	個/100ml	整数部分		河川水質試験方法による標準法
ノ`ニ`ル`フェ`ノ`ール	0.06	μg/l	小数点以下	2桁	告示付表11
直`鎖`ア`ル`キ`ル`ベ`ン`ゼ`ン`ス`ル`ホ`ン`酸`及`び`そ`の`塩	0.1	μg/l	〃	1桁	告示付表12
以下別紙3の飲用井戸に準ずる項目について					
測定項目	定量限界		表示桁数等		分析方法
一般細菌	0	個/ml	整数部分		水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号(以下この表において「告示2」という。))別表第一に定める方法
大腸菌			整数部分		告示2別表第二に定める方法
亜硝酸態窒素	0.004	mg/l	小数点以下3桁		告示2別表第十三に定める方法
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.02	mg/l	〃 2桁		
塩化物イオン	0.2	mg/l	〃 1桁		告示2別表第十三又は別表第二十一に定める方法
有機物(TOC)	0.3	mg/l	〃 1桁		告示2別表第三十に定める方法
pH値			〃 1桁		告示2別表第三十一又は別表第三十二に定める方法
味					告示2別表第三十三に定める方法
臭気					告示2別表第三十四に定める方法
色度	0.5	度	〃 1桁		告示2別表第三十五、別表第三十六又は別表第三十七に定める方法
濁度	0.1	度	〃 1桁		告示2別表第三十八、別表第三十九、別表第四十、別表第四十一、別表第四十二、別表第四十三又は別表第四十四に定める方法

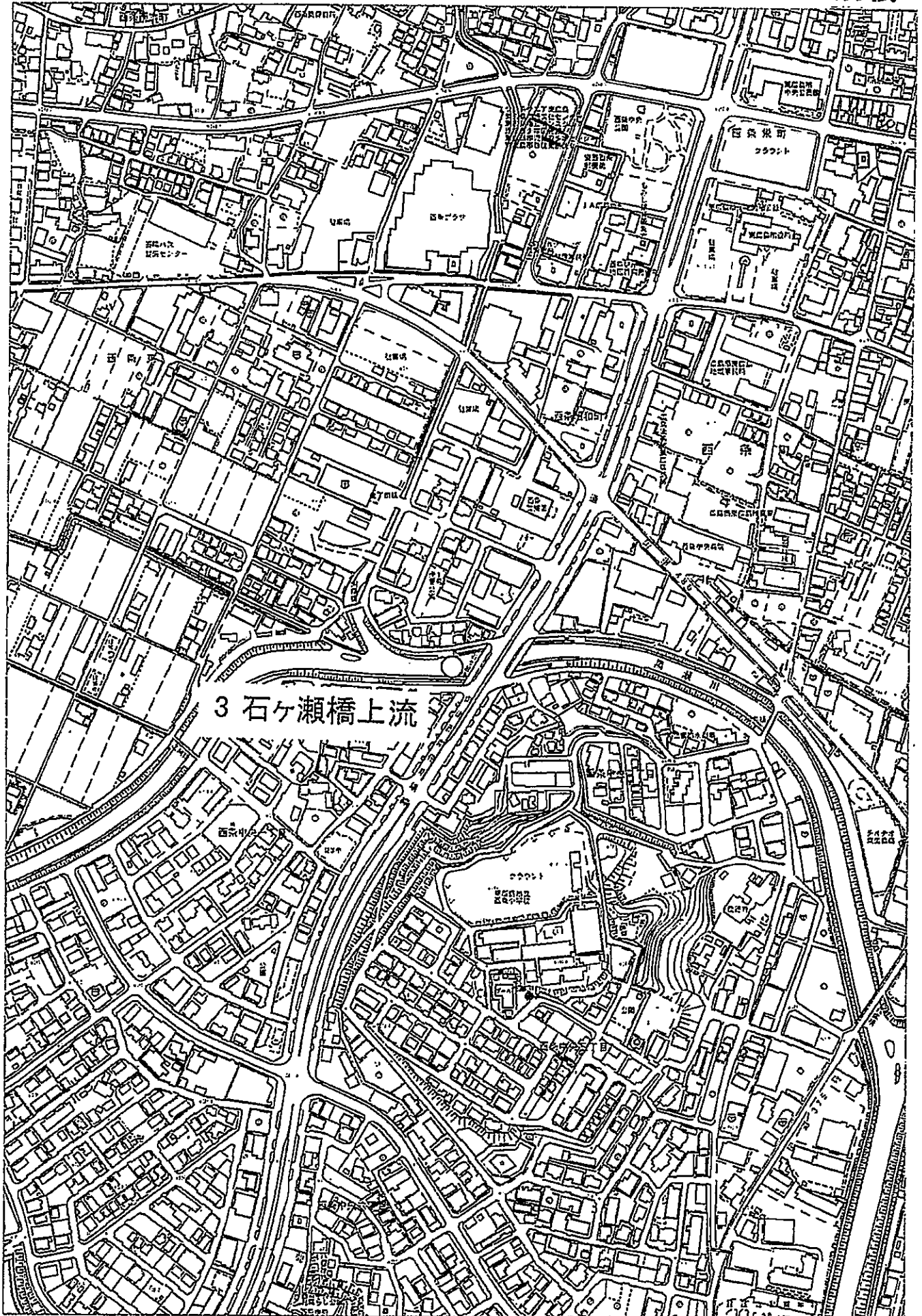
- 表示桁数欄中、D0以下の特記するもののほかは、有効数字2桁とし、有効数字3桁目を切り捨てる。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも定量下限値未満の場合に定量下限値未満とする。2物質の測定値のいずれか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。
- 記載している分析方法に準ずる他の分析方法を採用する場合は発注者と協議すること。
- 記載している定量下限値を変更する場合は発注者と協議すること。



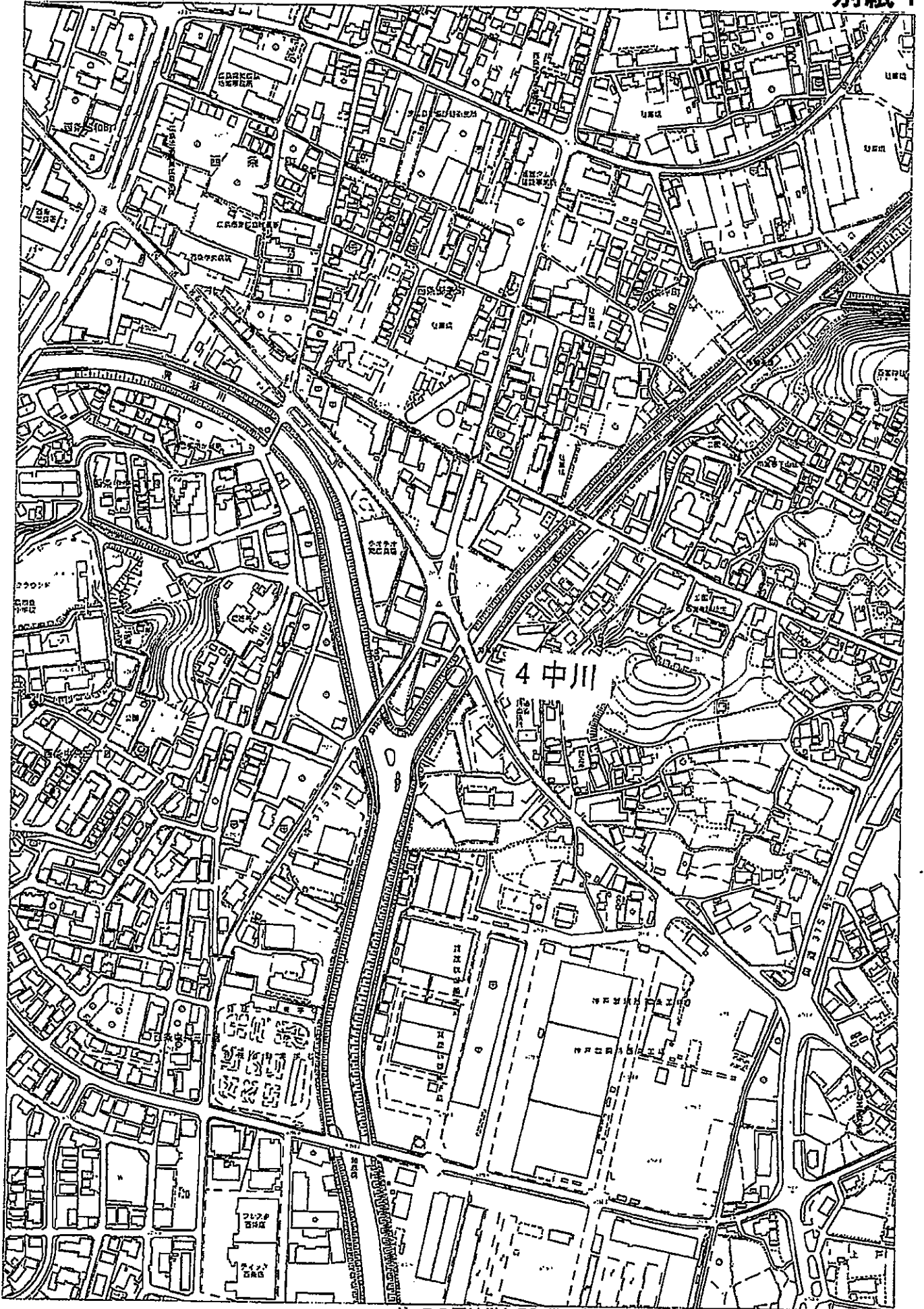
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



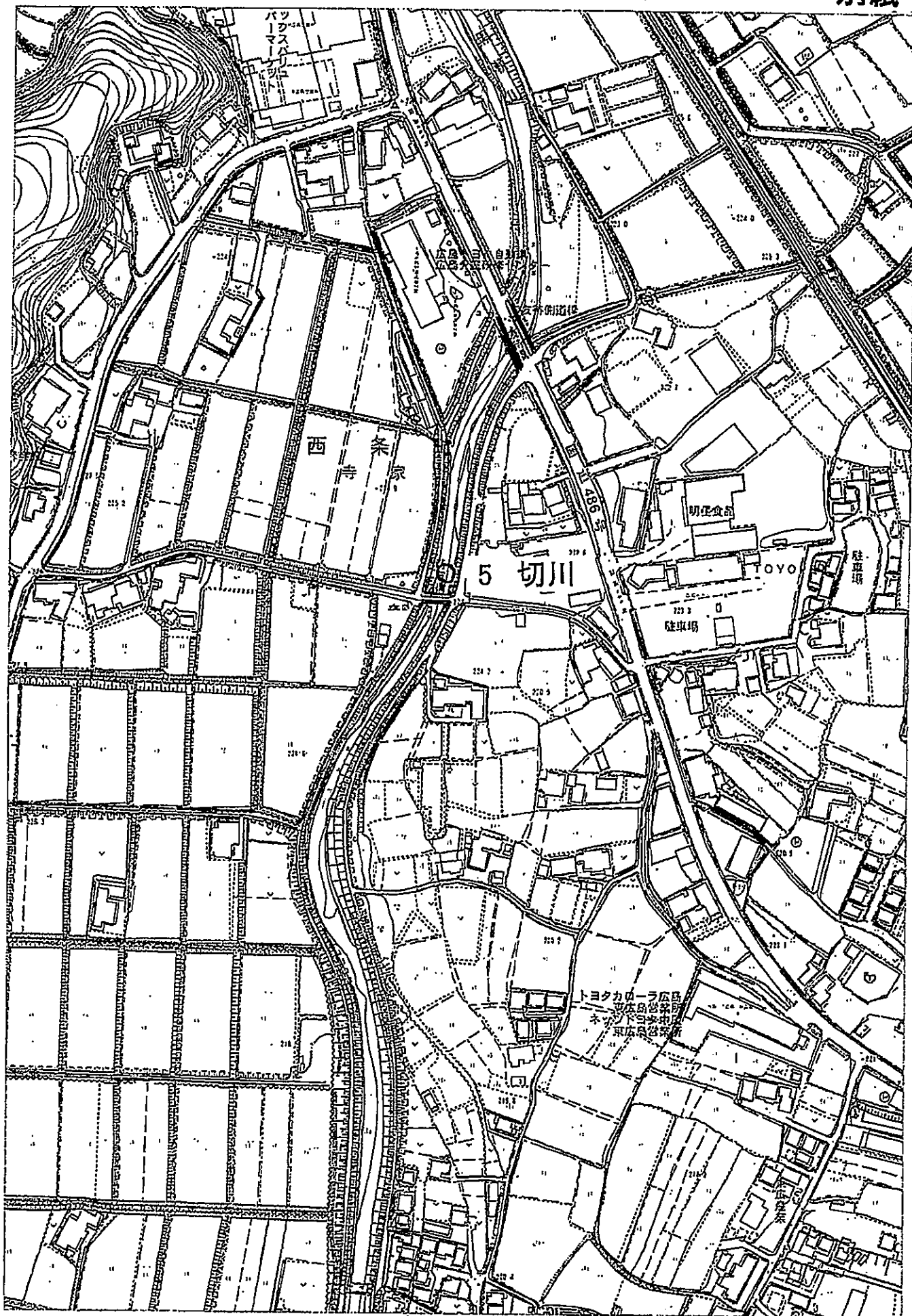
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



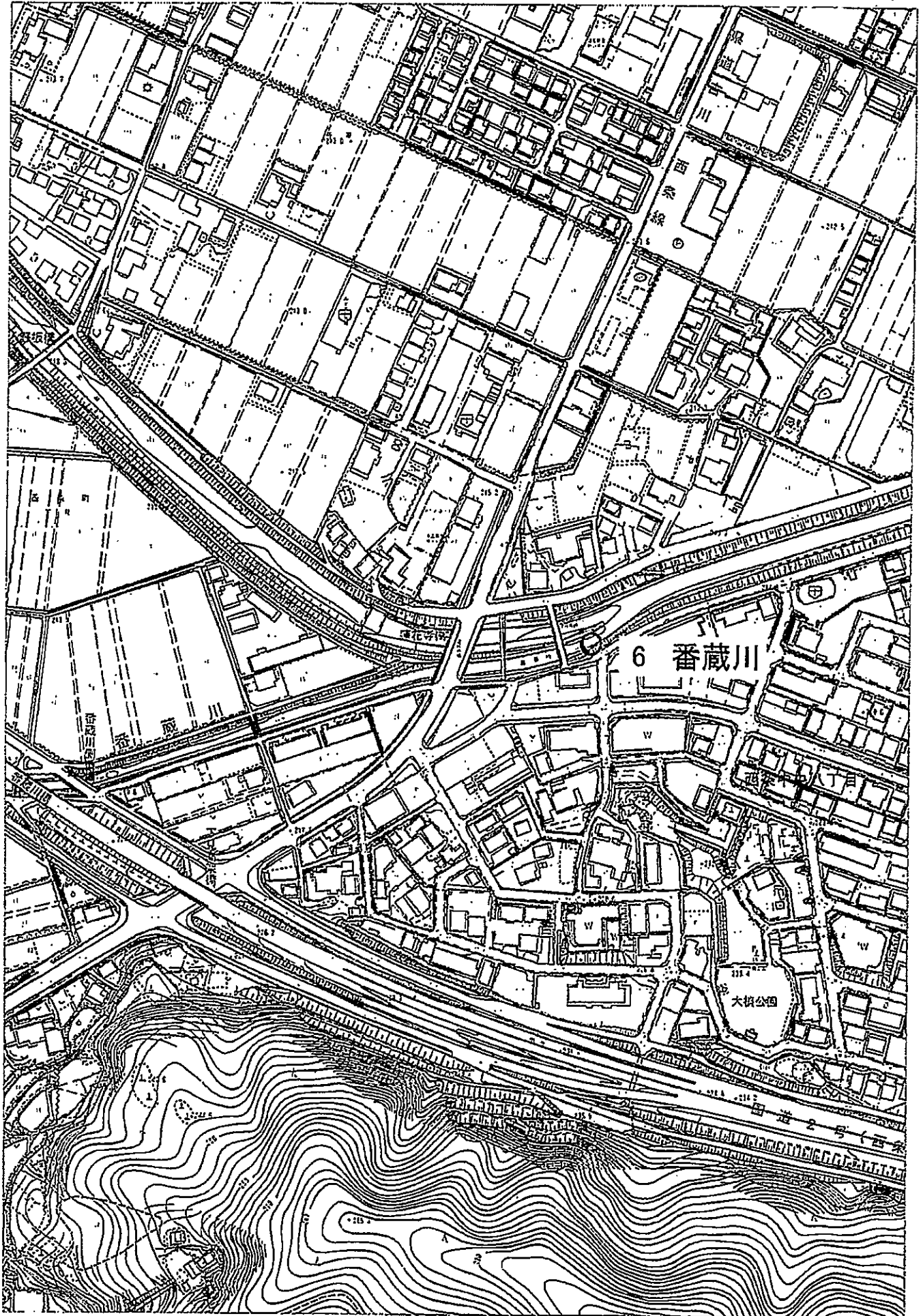
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



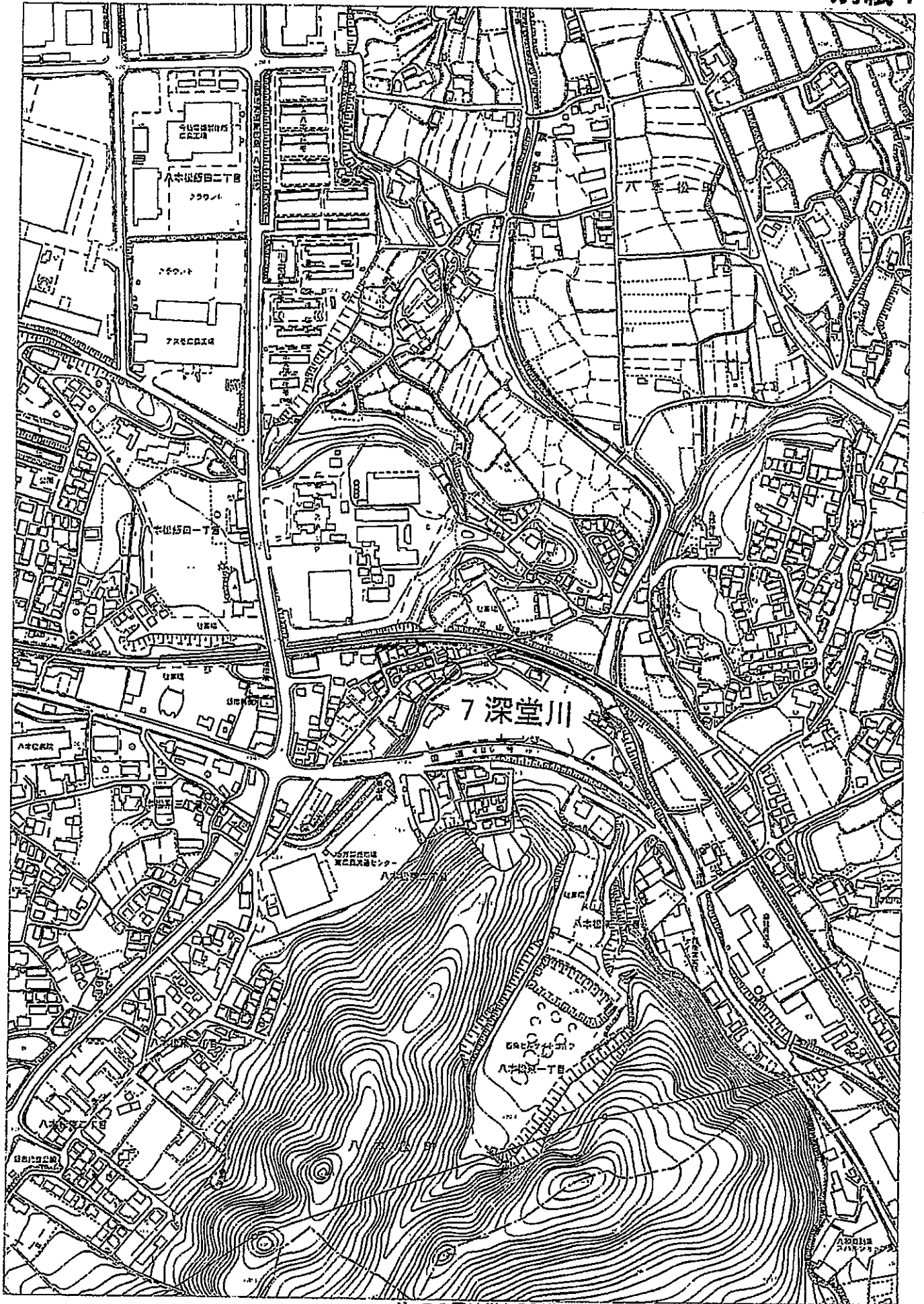
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



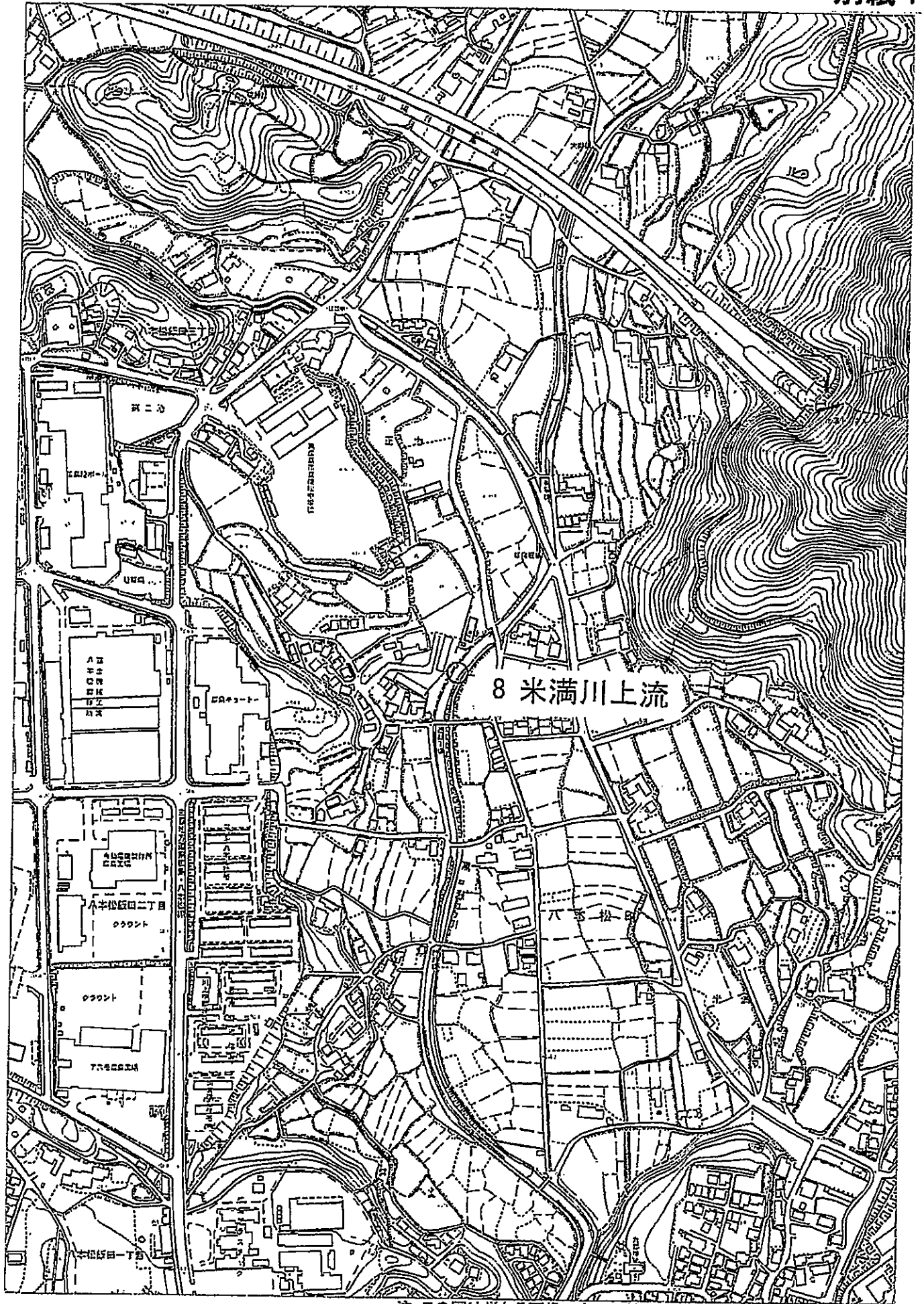
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



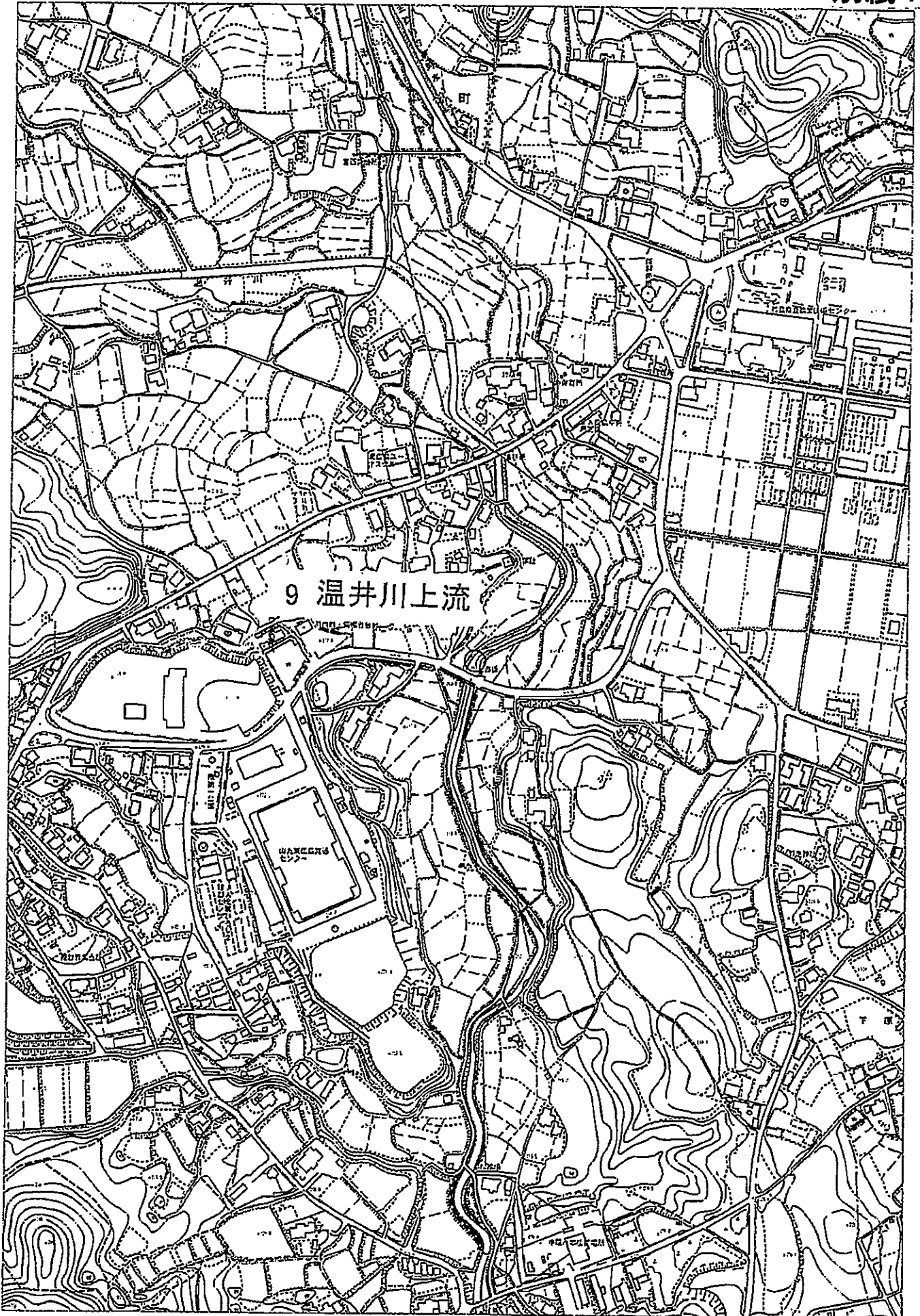
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



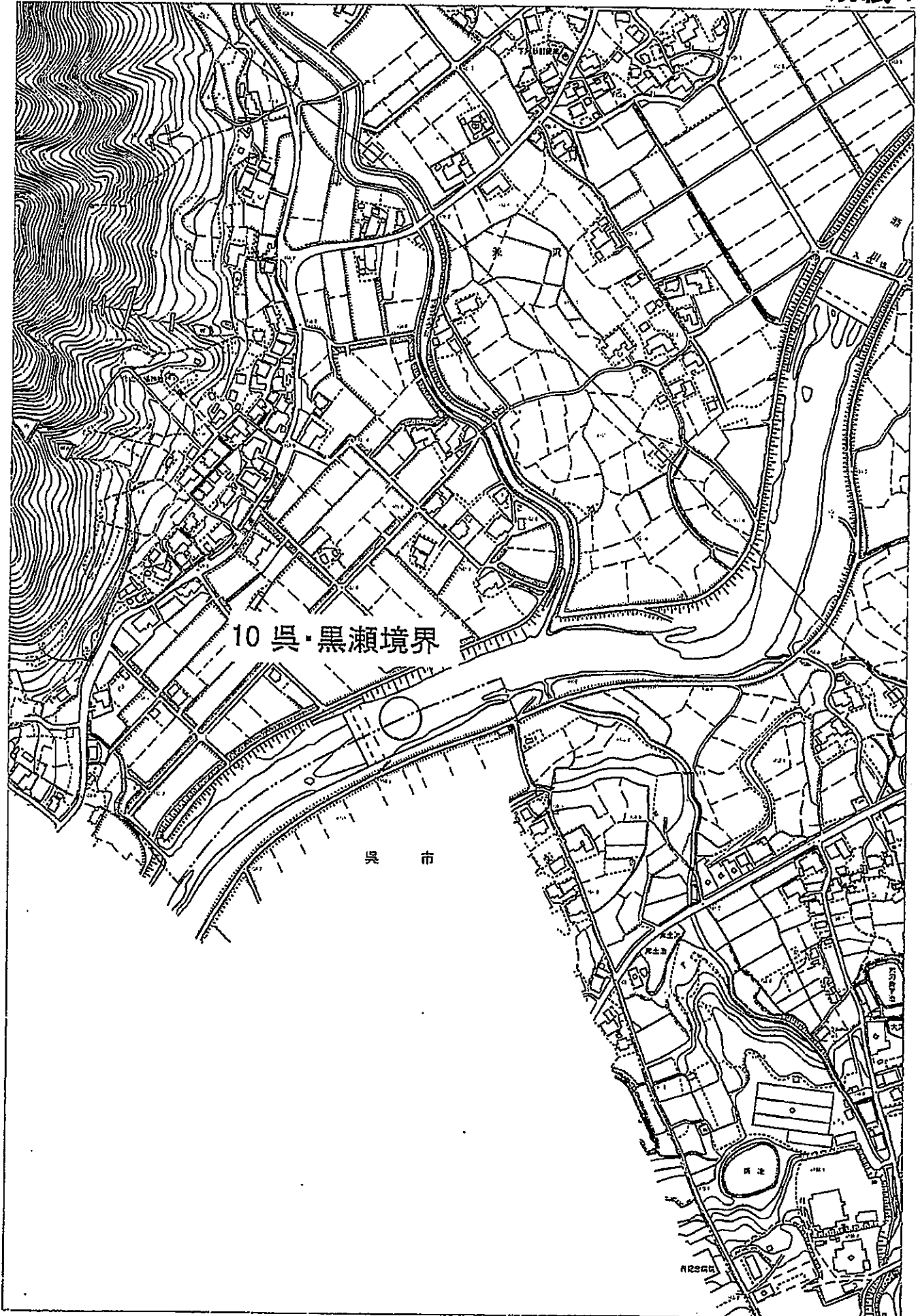
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



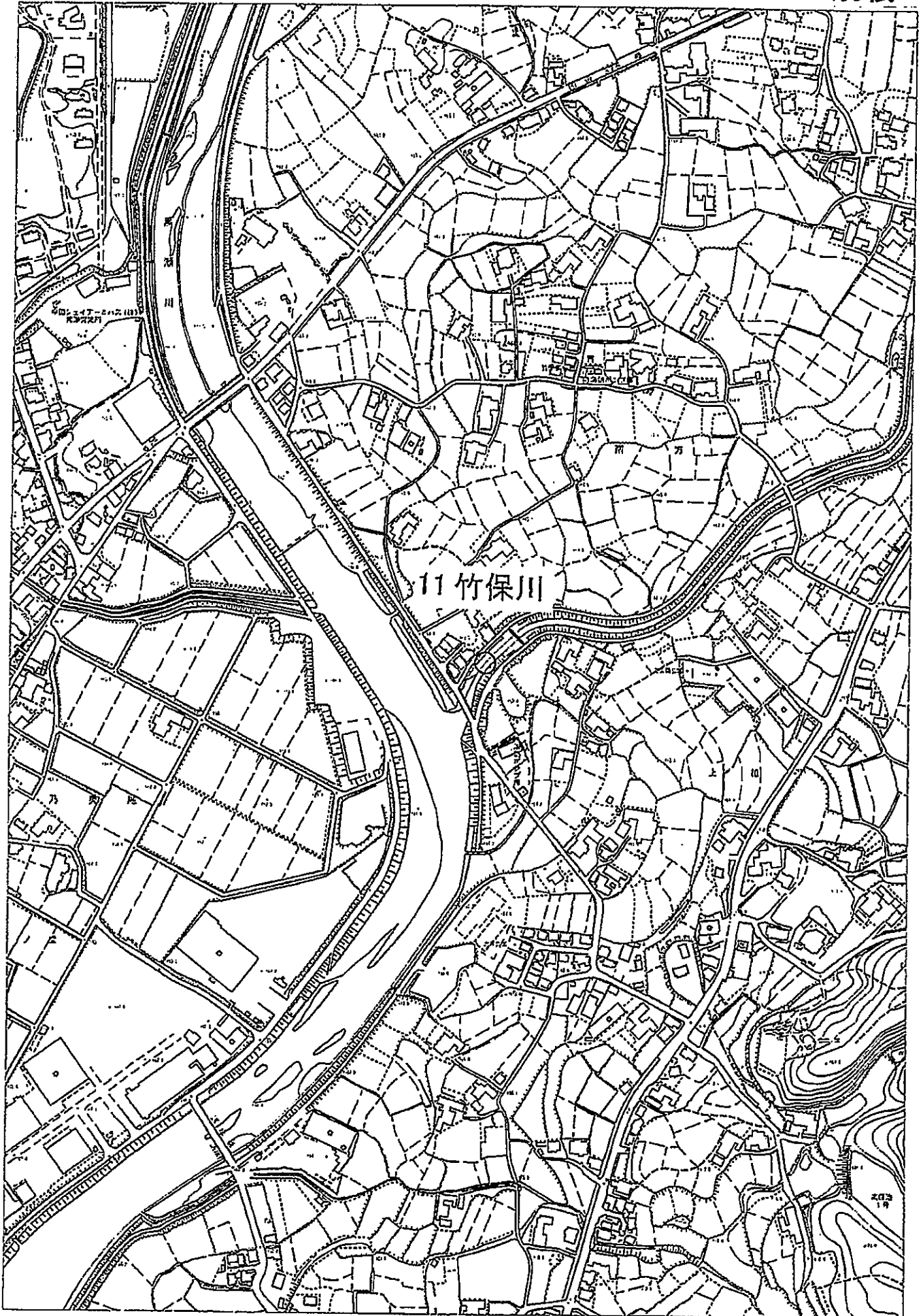
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



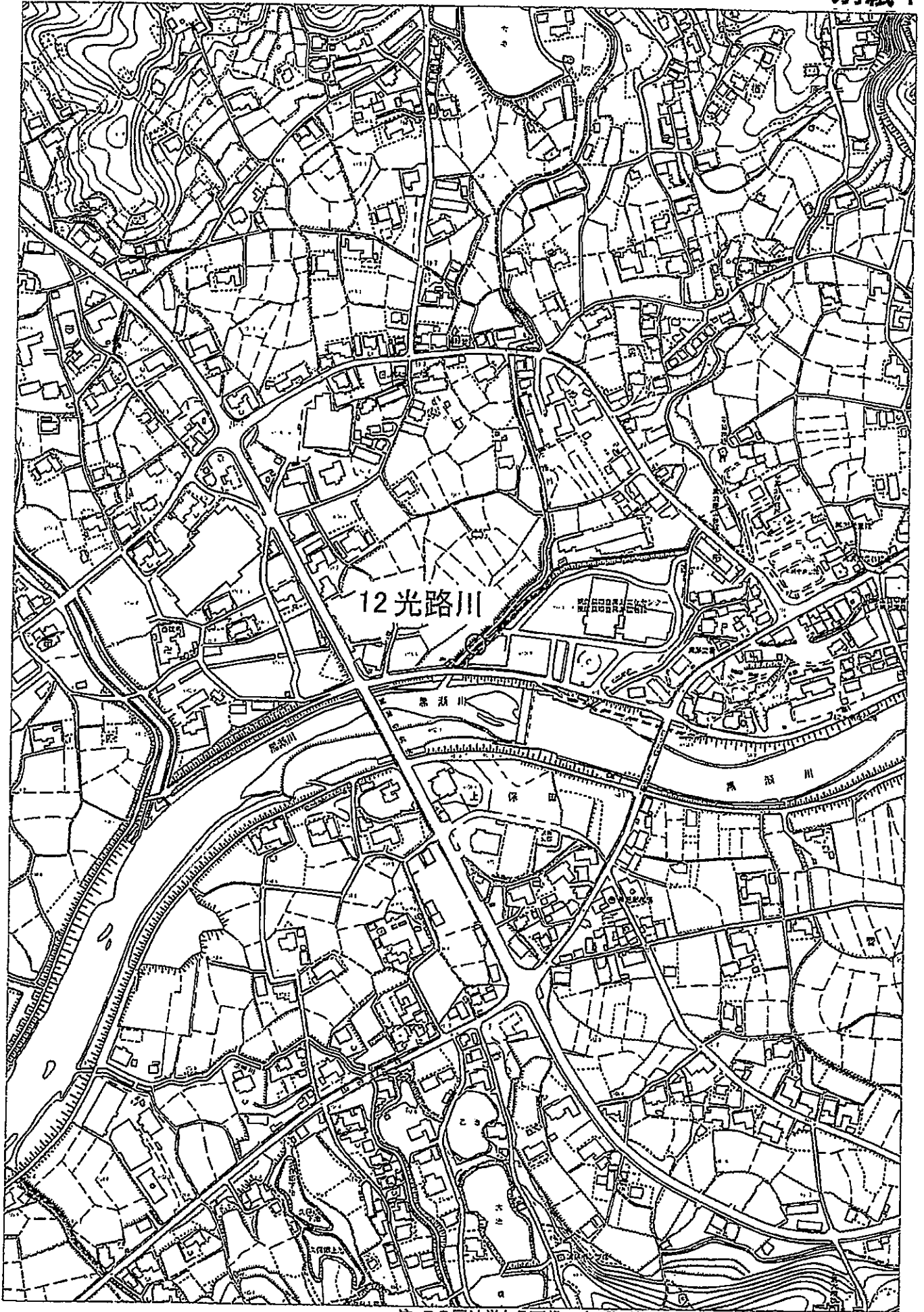
注:この図は単なる画像です。取り扱いは十分注意して下さい。



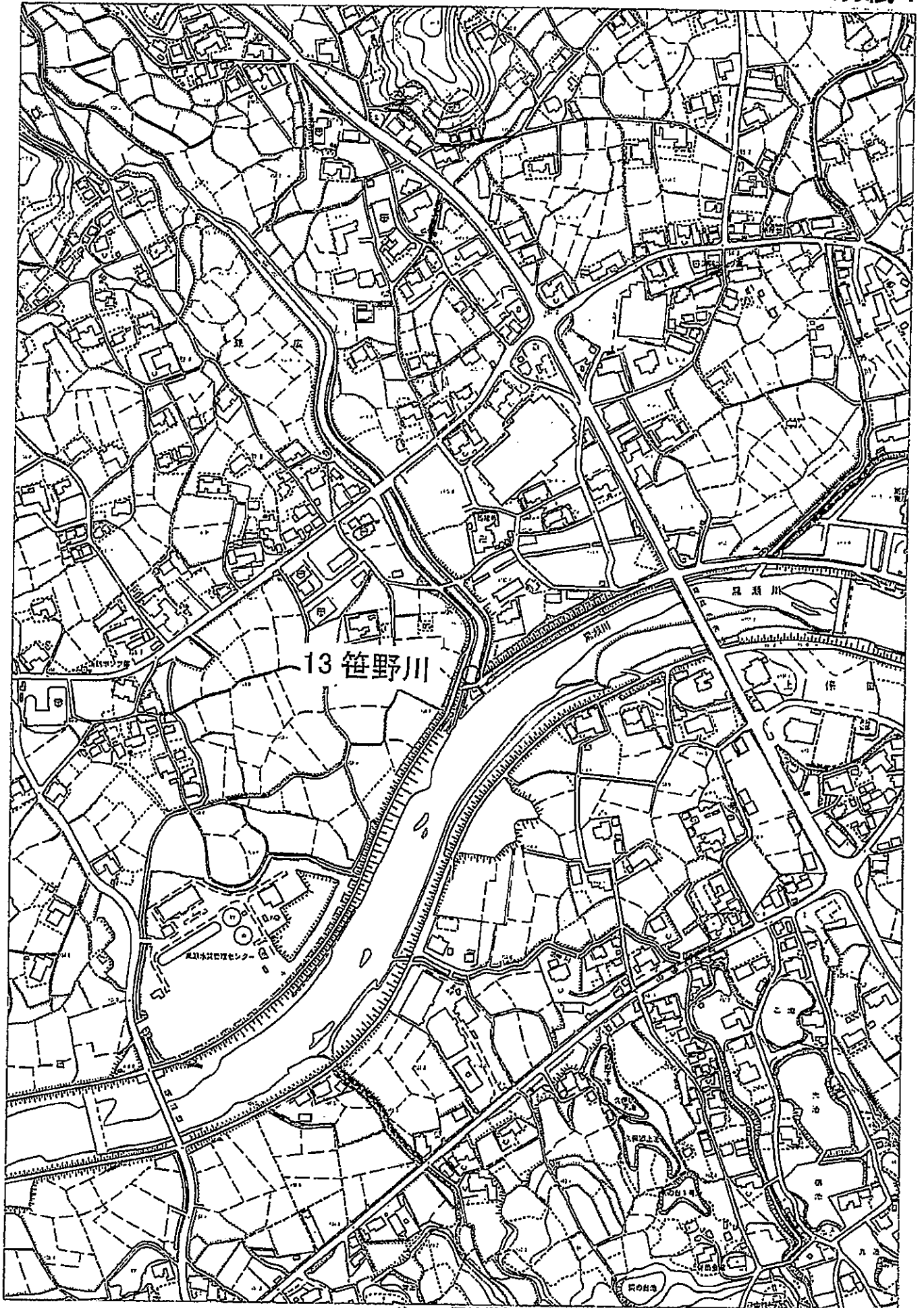
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



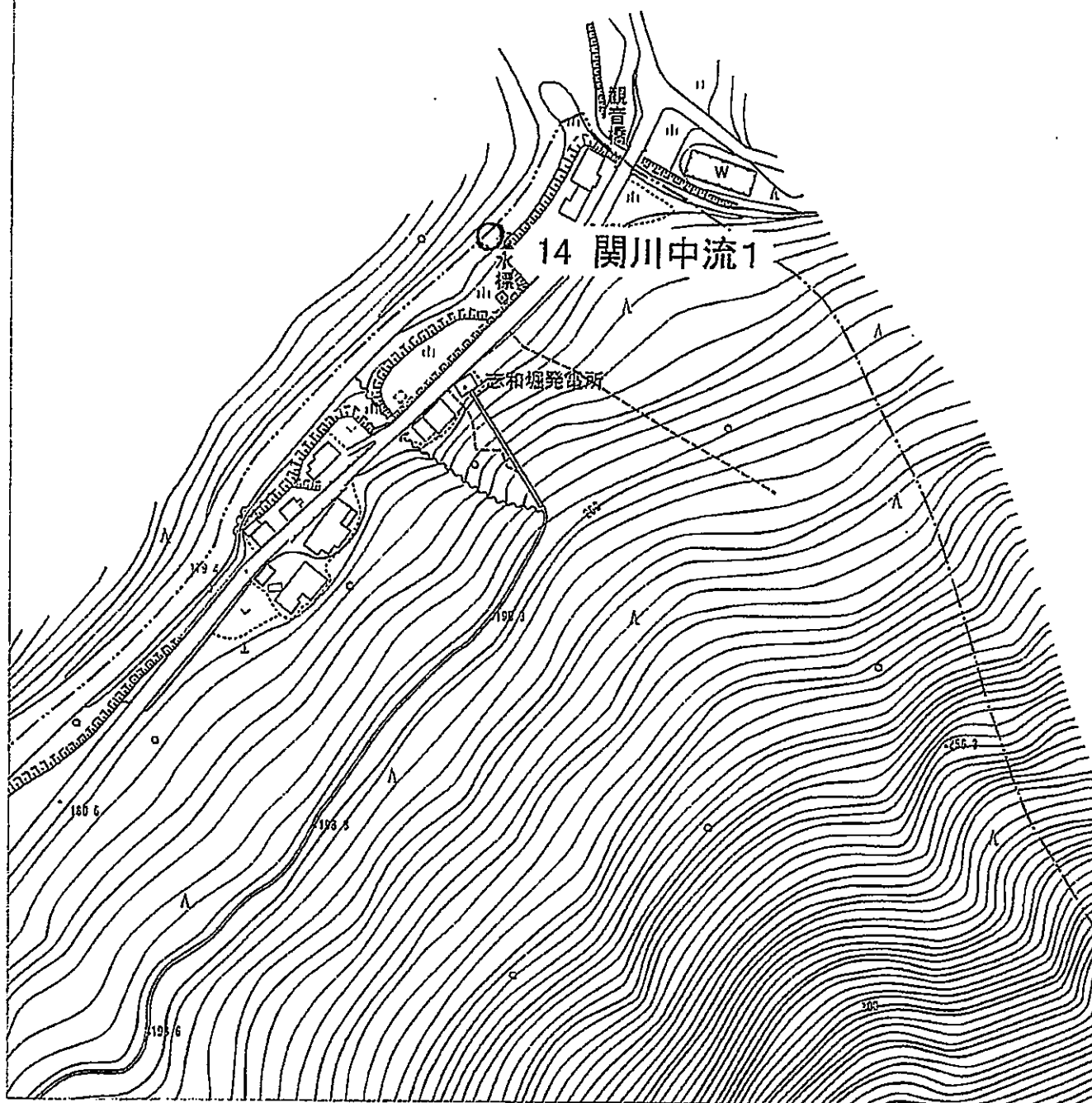
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



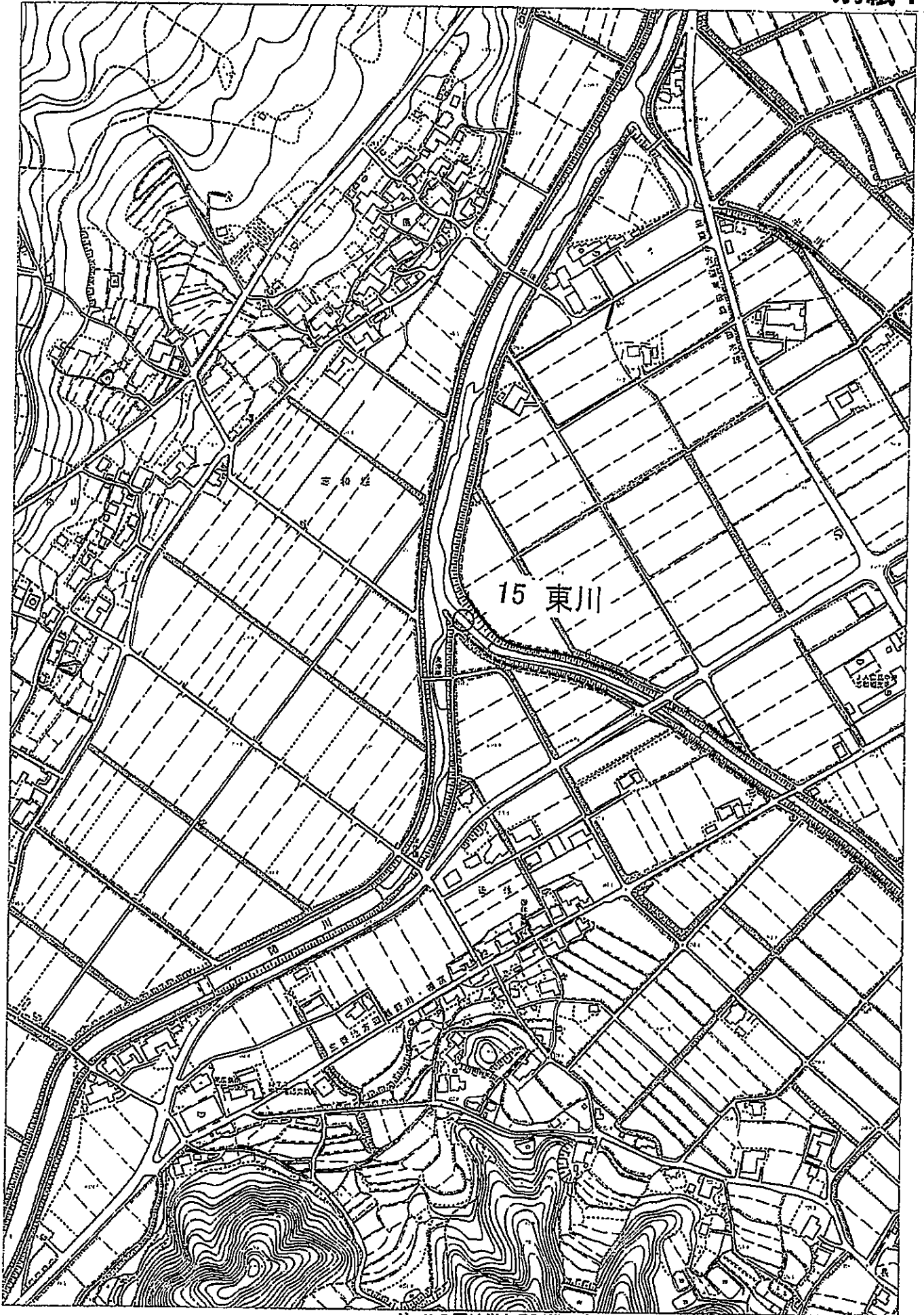
注:この図は単なる画像です。取り扱いは十分注意して下さい。



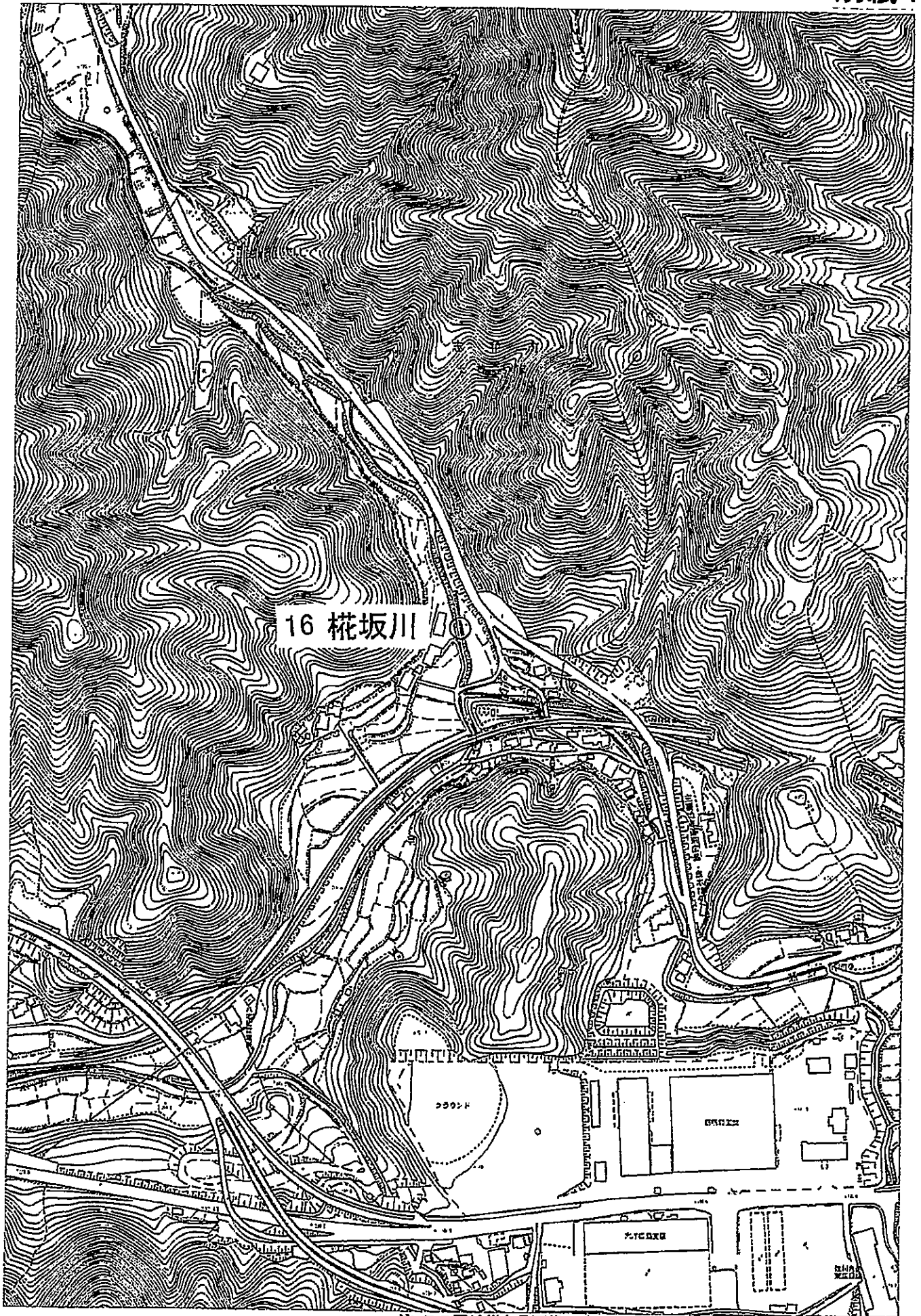
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



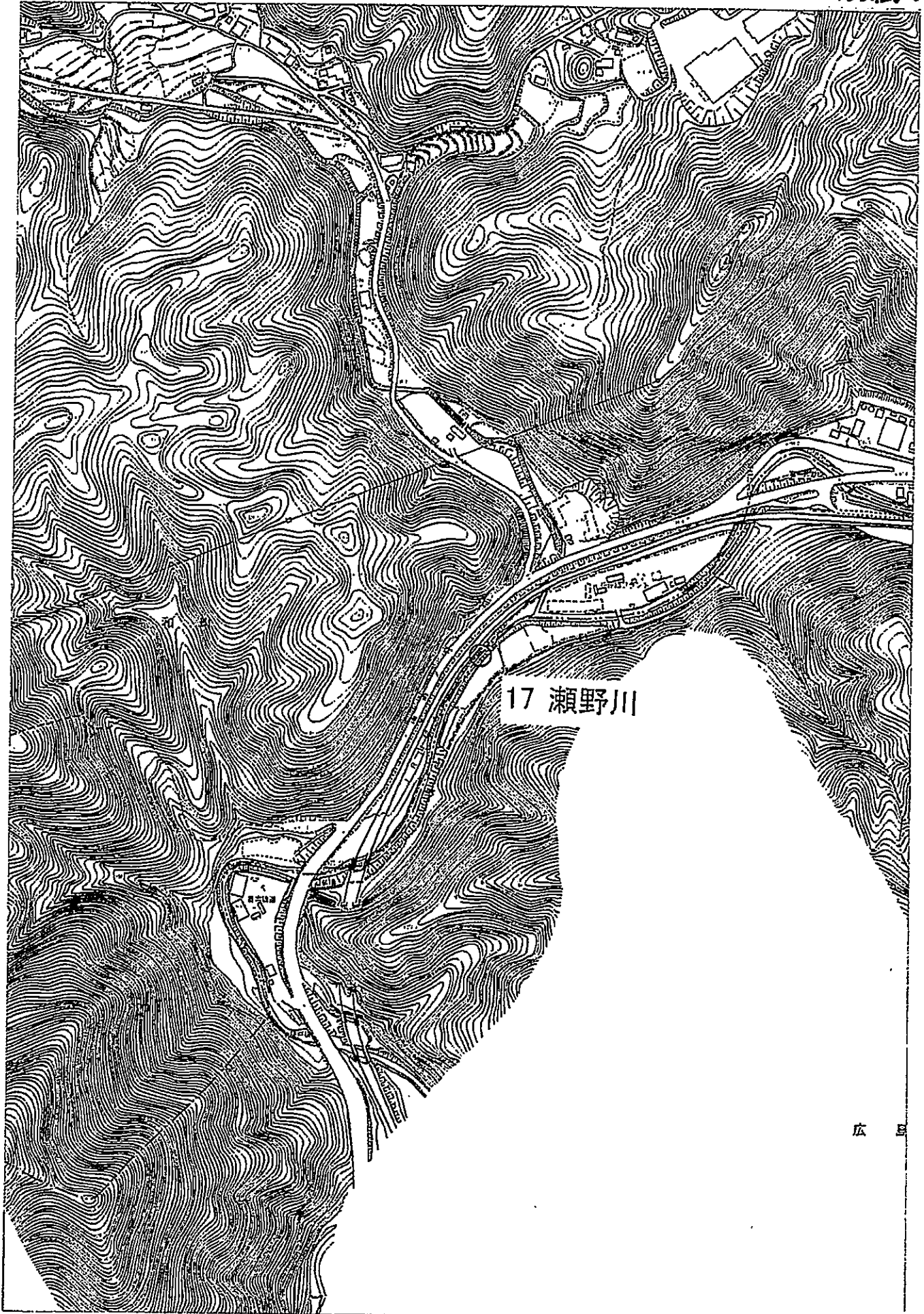
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



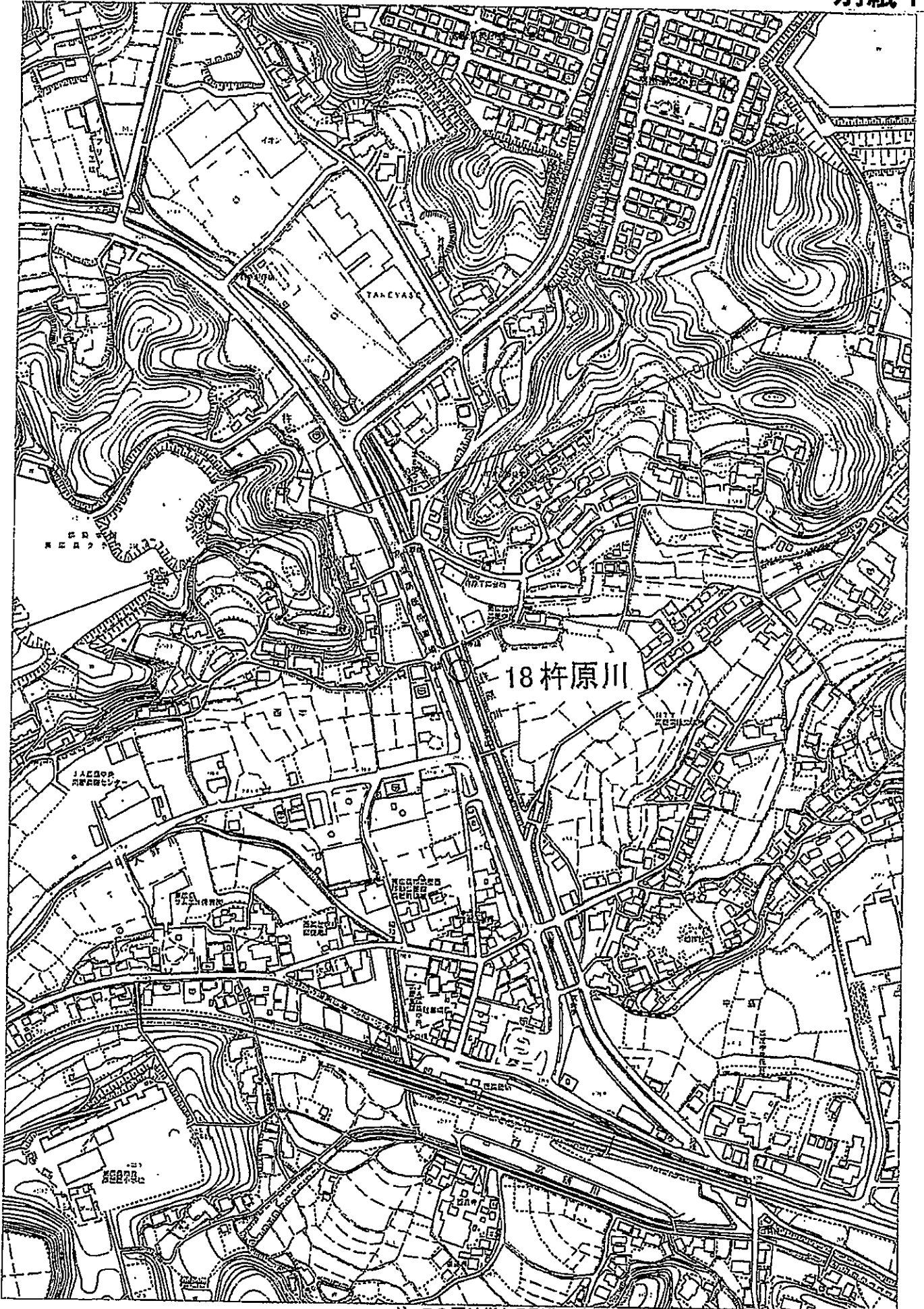
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



17 瀬野川

広 野

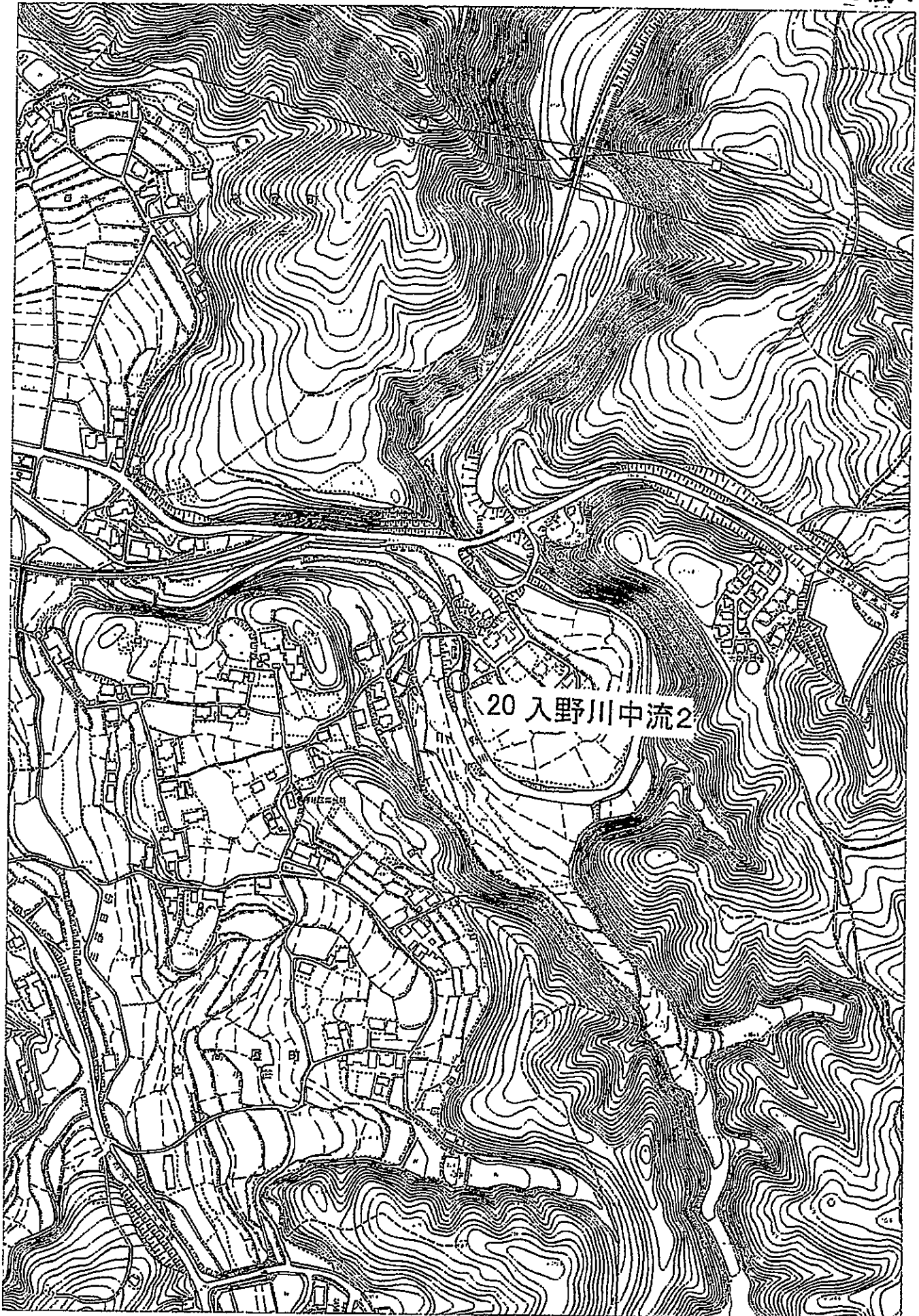
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



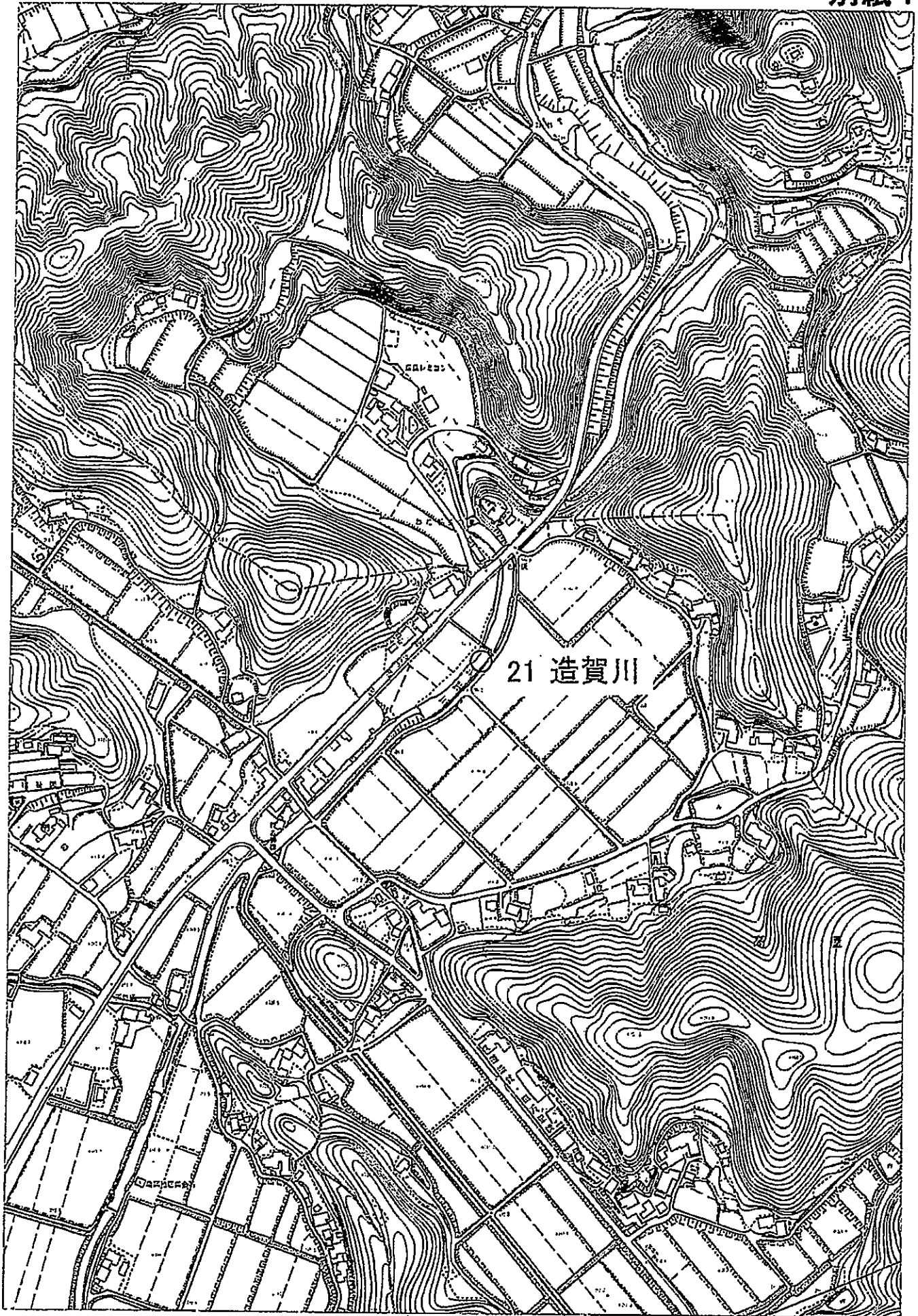
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。

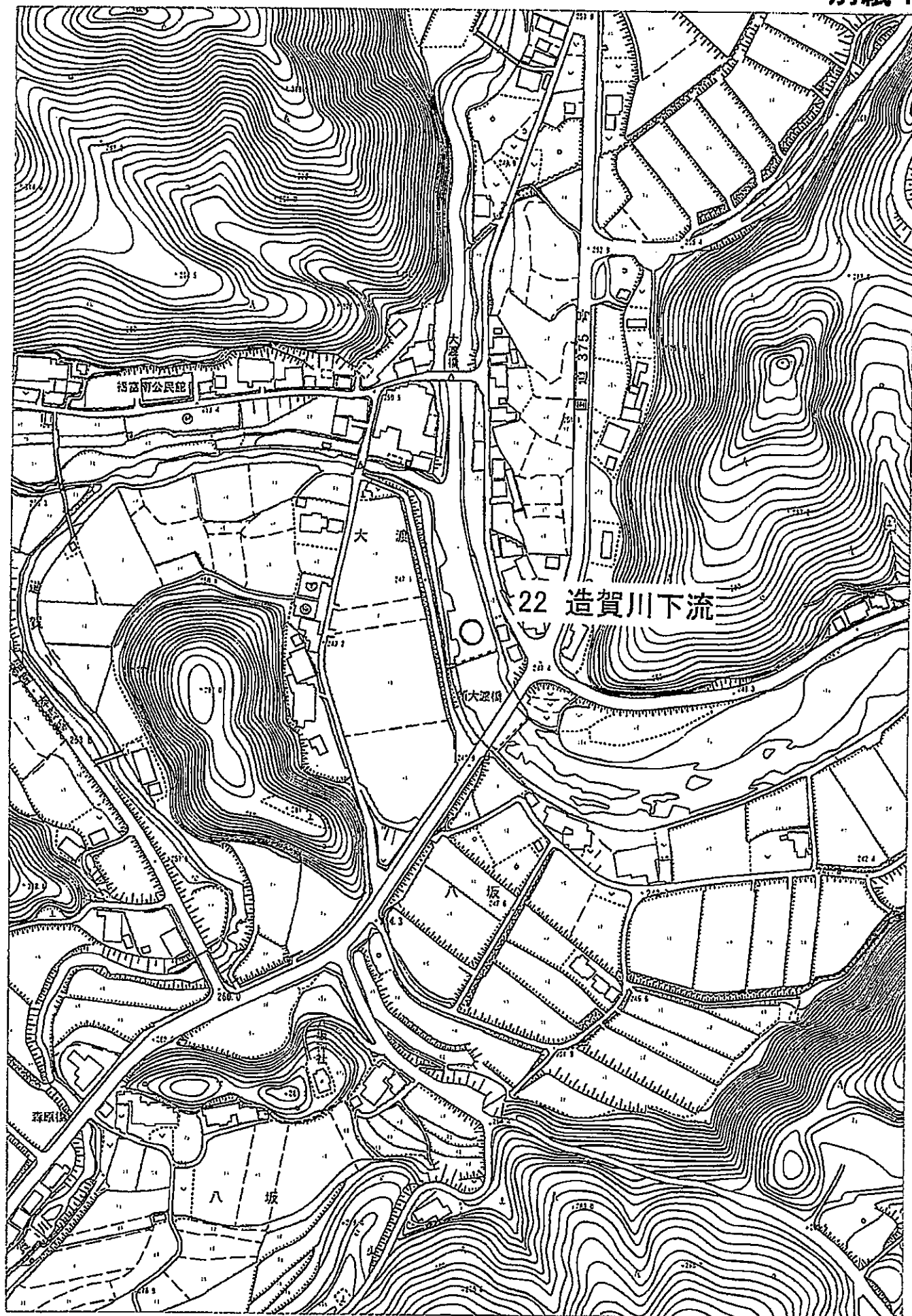


注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。

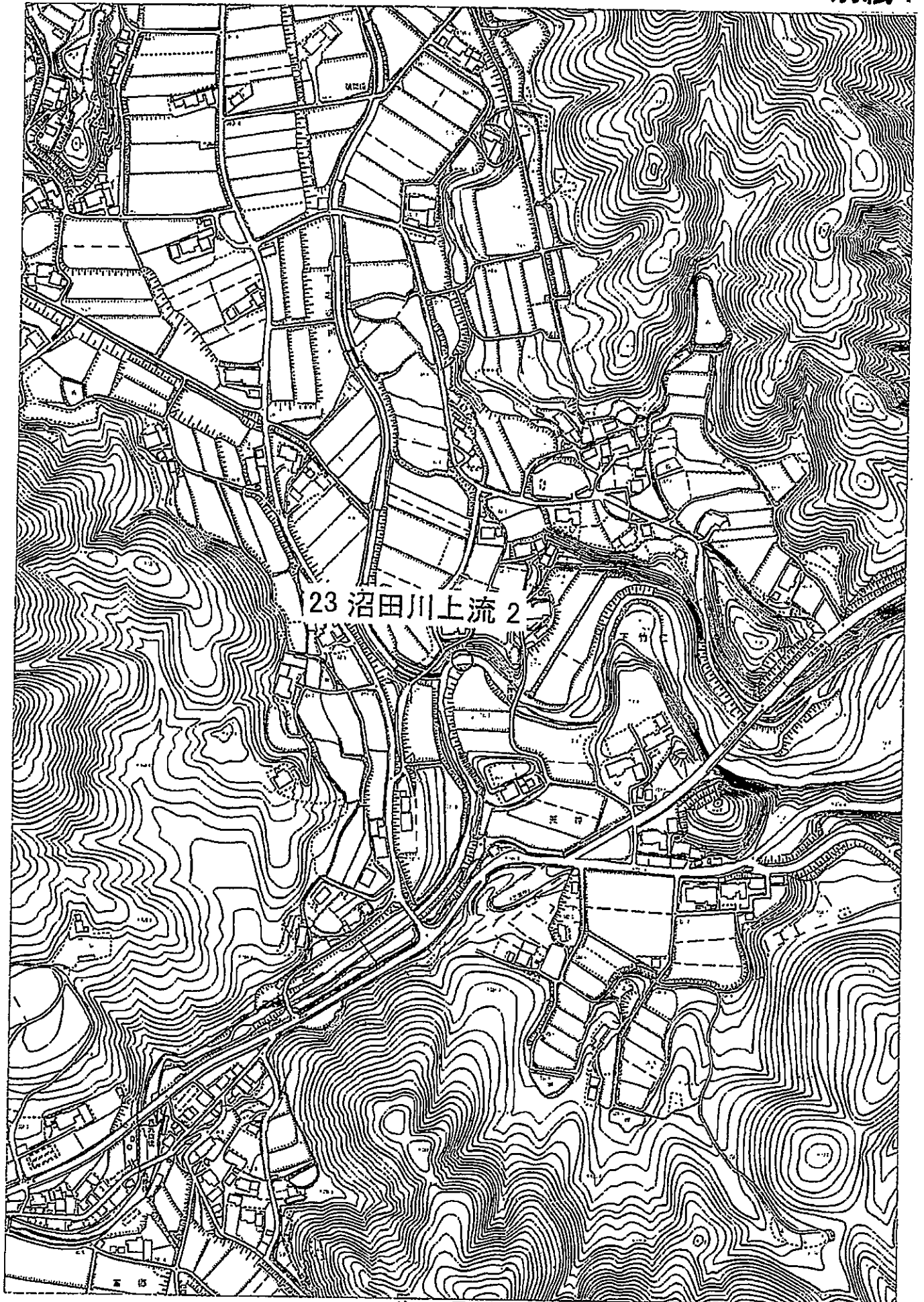


21 造賀川

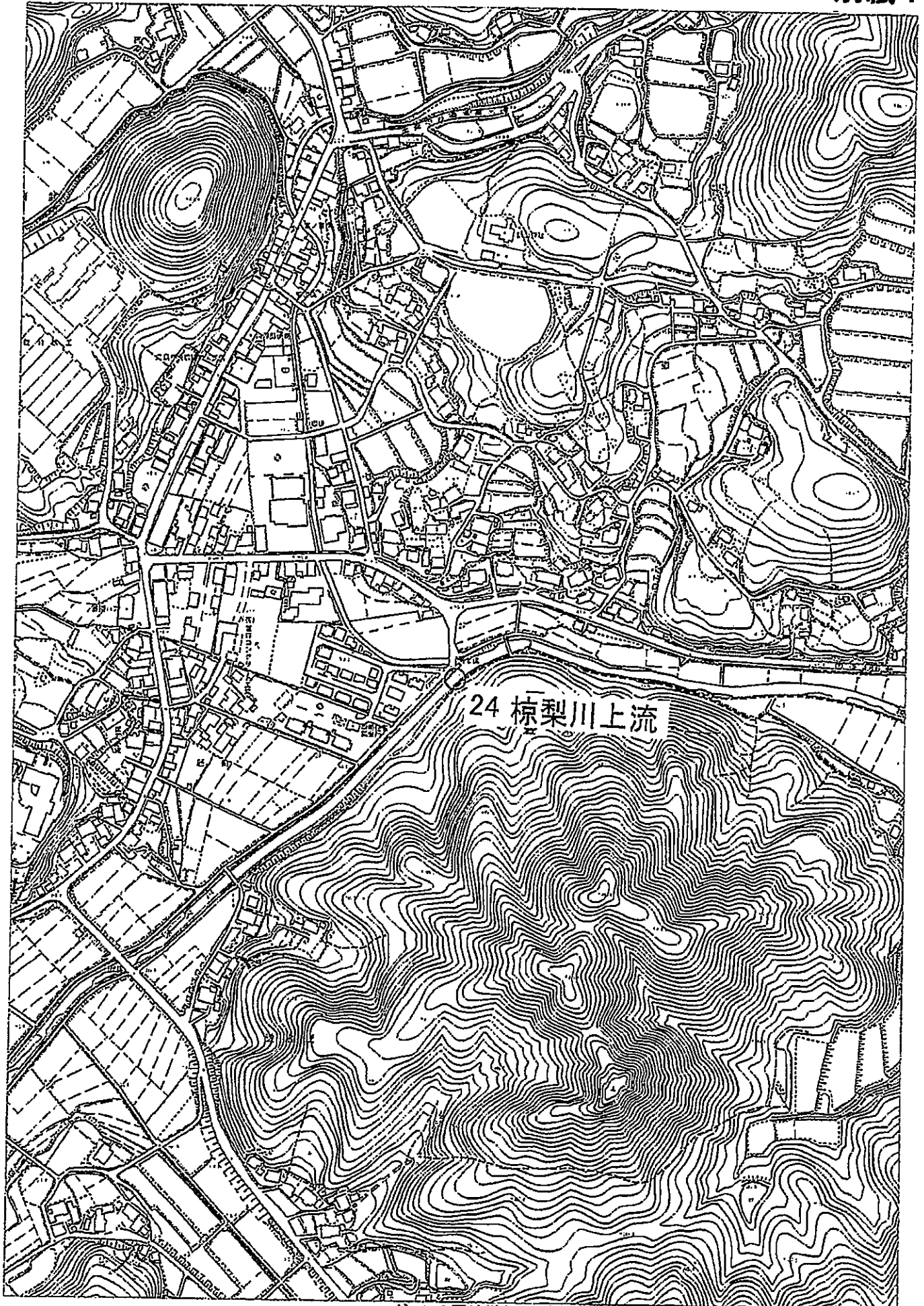
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



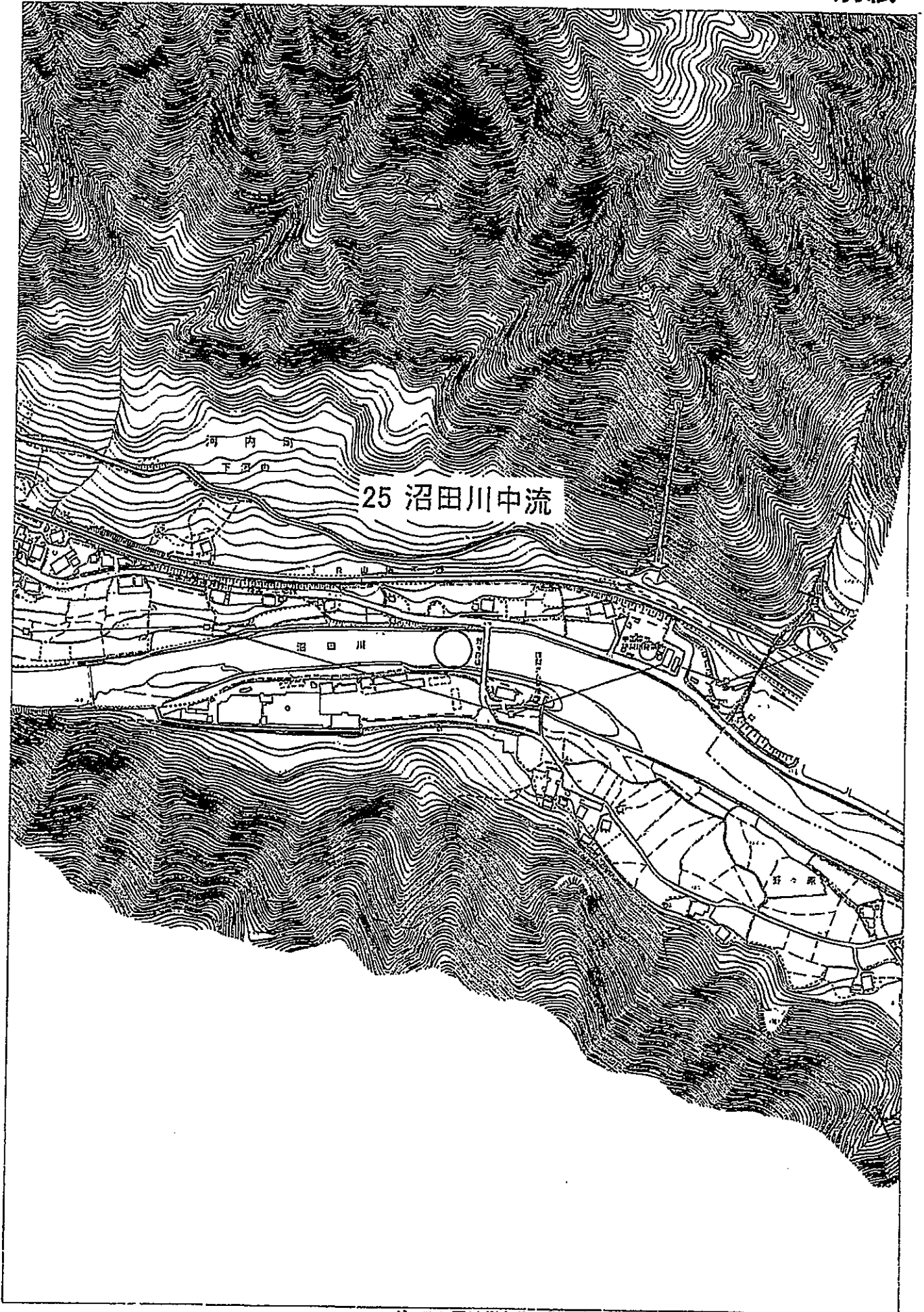
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



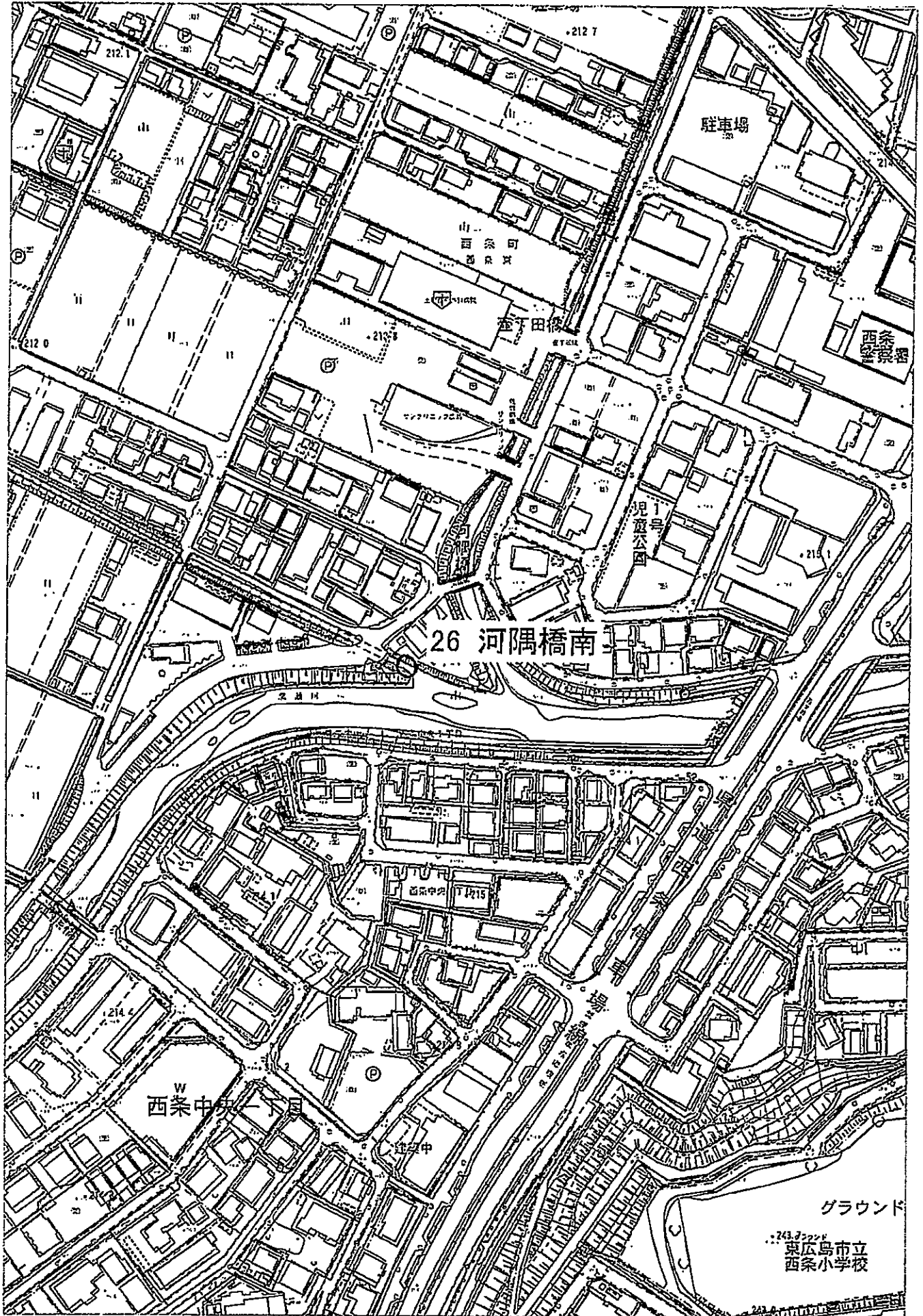
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



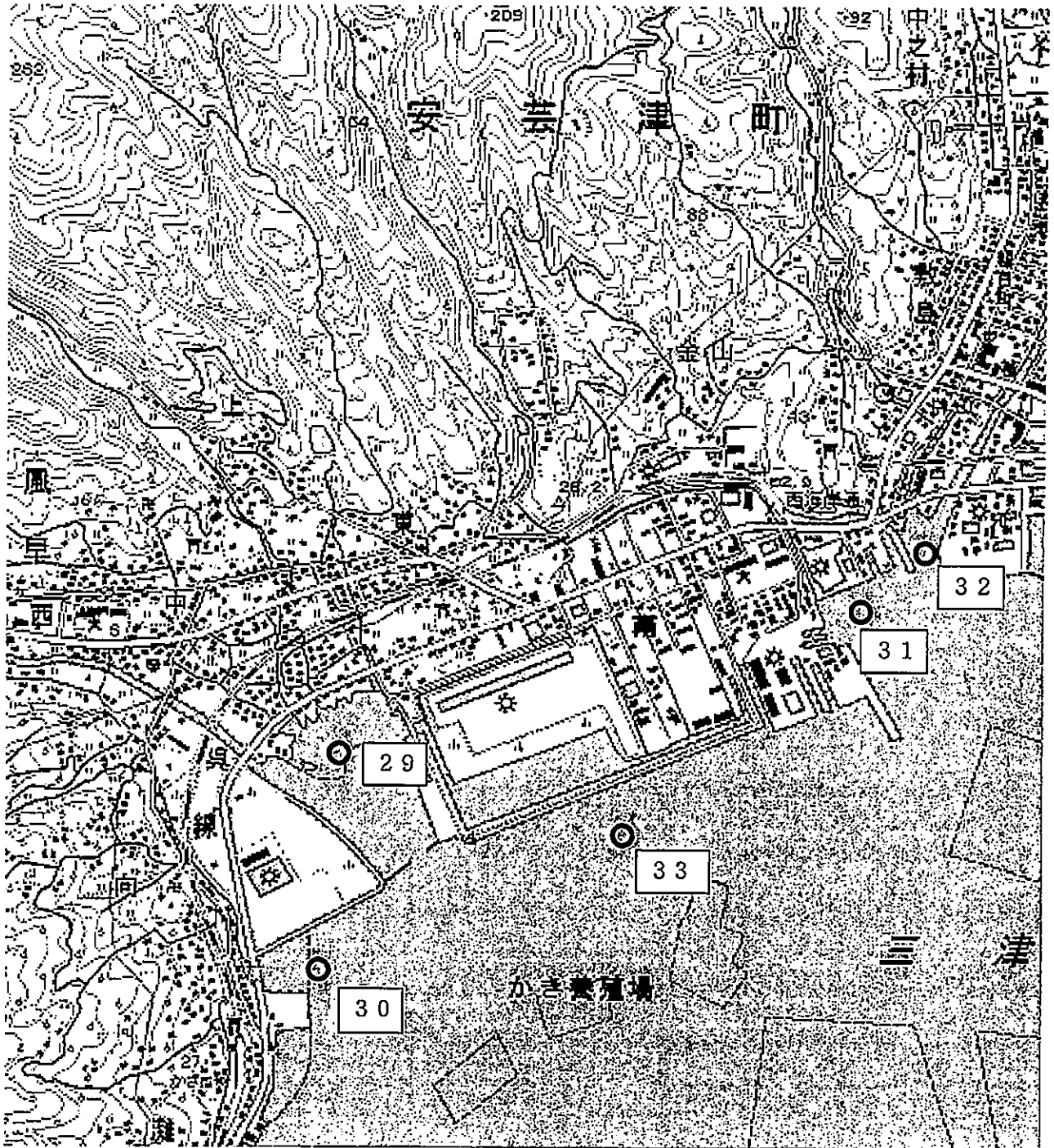
注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。

公共用水域水質調査業務調査 地点位置図 (安芸津町内分)

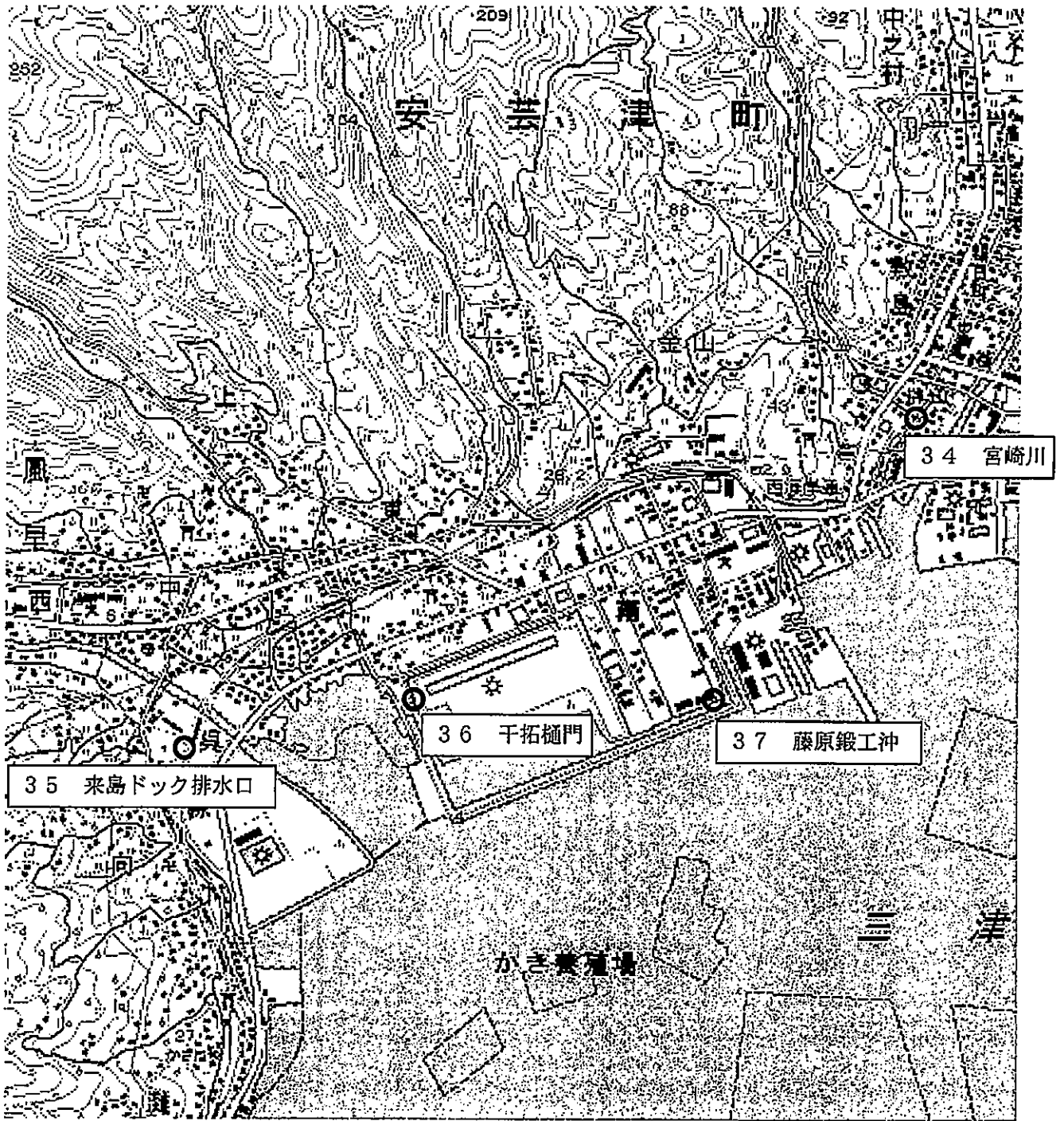
・調査地点 29～33 (海域)



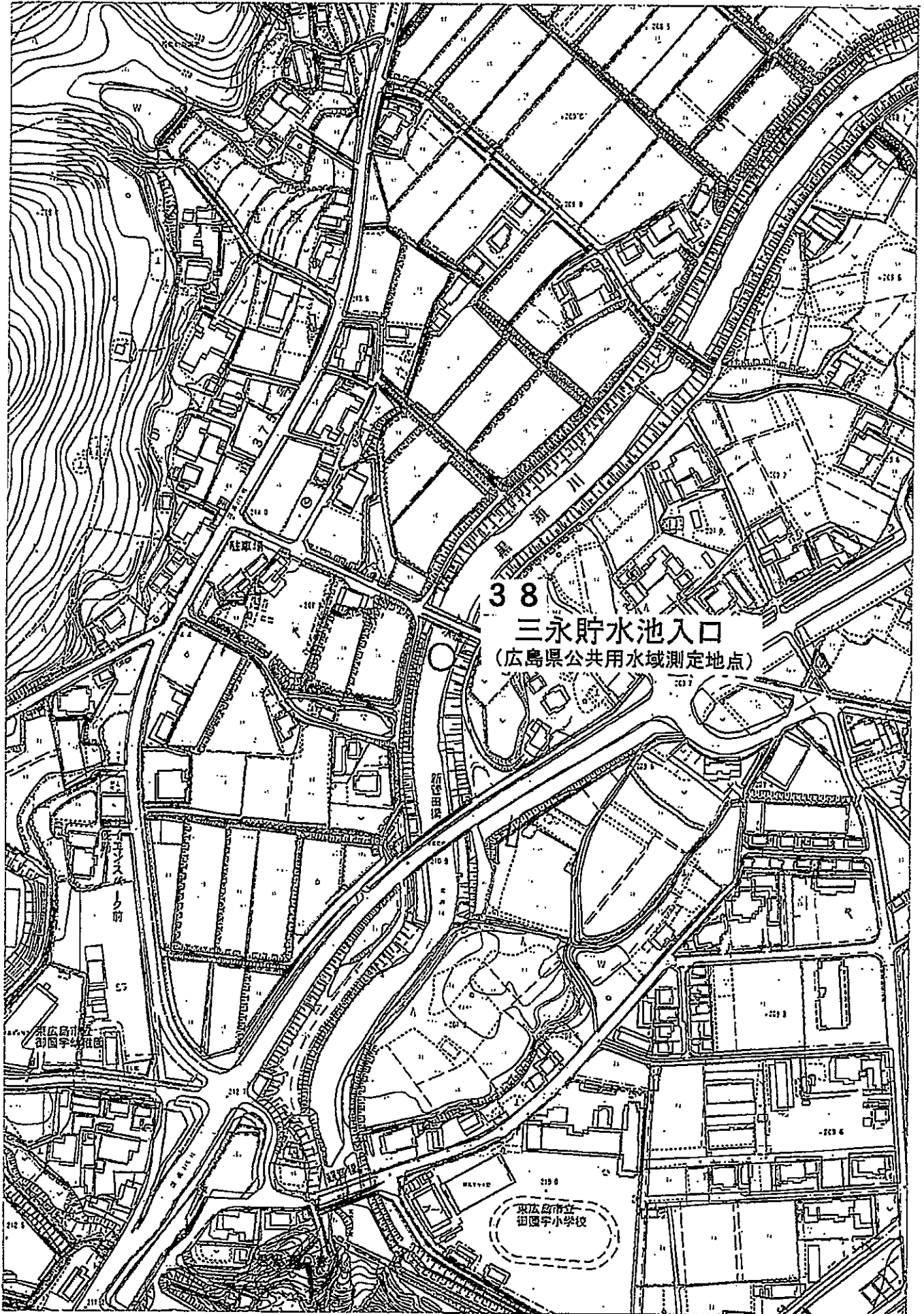
注：この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。

(各地点経緯度)

29 早田原漁協沖No. 1 北緯 34° 18. 38' 東経 132° 47. 54'	30 早田原漁協沖No. 2 北緯 34° 18. 20' 東経 132° 47. 52'	31 早田原漁協沖No. 3 北緯 34° 18. 51' 東経 132° 48. 44'
32 早田原漁協沖No. 4 北緯 34° 18. 57' 東経 132° 48. 51'	33 早田原漁協沖No. 5 北緯 34° 18. 32' 東経 132° 48. 22'	



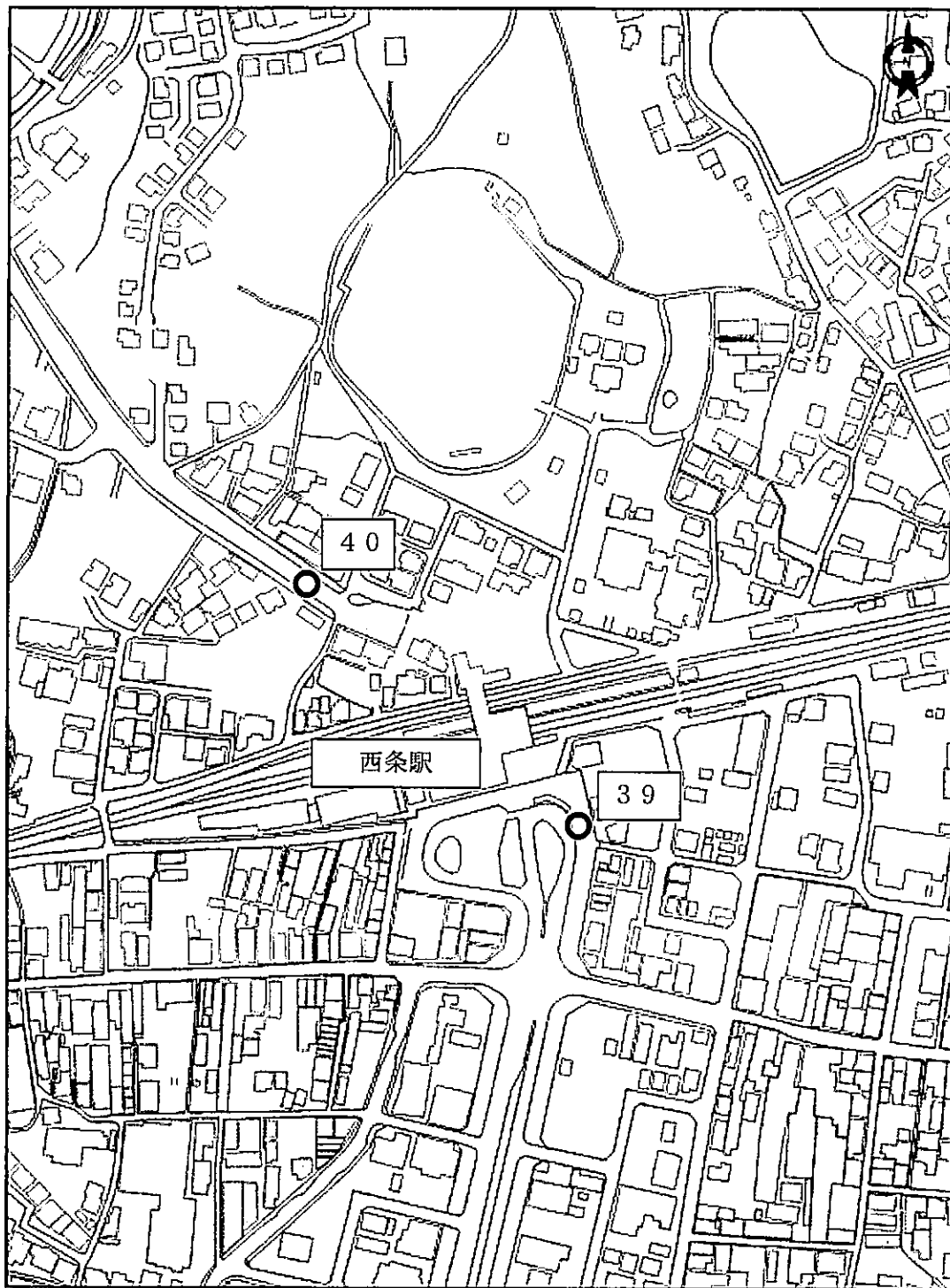
注：この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



注:この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。

公共用水域水質調査業務調査 地点位置図（地下水）

・調査地点 39、40



注：この図は単なる画像です。取り扱いには十分注意して下さい。



4 1 道の駅・産業団地下流

注：この図は単なる画像です。取り扱いは十分注意して下さい。

海 域 名		安芸津・安浦地先					水 系 名		地下水		
COD等に係る環境基準		安芸津・安浦地先海域					河 川 名				
地点統一番号							地点統一番号				
測定地点	番号	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	測定地点	番号	観測井1	観測井2	計
	経緯度	34-18-38 132-47-54	34-18-20 132-47-52	34-18-51 132-48-44	34-18-57 132-48-51	34-18-32 132-48-22		名称			
環境基準類型							環境基準類型				
調査区分	通年一般	○	○	○	○	○	調査区分	通年一般	○	○	
	年間回数	6	6	6	6	6		年間回数	6	6	
採水頻度	一日採水回数	1	1	1	1	1	採水頻度	一日採水回数	1	1	
	pH	6	6	6	6	6		pH			197
生活環境項目	DO						生活環境項目	DO			156
	BOD							BOD			167
	COD	6	6	6	6	6		COD			189
	SS	6	6	6	6	6		SS			197
	大腸菌群数	6	6	6	6	6		大腸菌群数			194
	大腸菌	6	6	6	6	6		大腸菌			194
	油分等	6	6	6	6	6		n-ヘキサン抽出物質			93
	全窒素							全窒素			55
健康項目	全機						健康項目	全機			55
	カドミウム							カドミウム			0
	全シアン							全シアン			0
	鉛							鉛			0
	六価クロム							六価クロム			0
	砒素							砒素			0
	総水銀							総水銀			0
	アルキル水銀							アルキル水銀			0
	PCB							PCB			0
	ジクロロメタン							ジクロロメタン			0
	四塩化炭素							四塩化炭素			0
	1,2-ジクロロエタン							1,2-ジクロロエタン			0
	1,1-ジクロロエチレン							1,1-ジクロロエチレン			0
	1,2-ジクロロエチレン							1,2-ジクロロエチレン			0
	1,1,1-トリクロロエタン							1,1,1-トリクロロエタン			0
	1,1,2-トリクロロエタン							1,1,2-トリクロロエタン			0
	トリクロロエチレン							トリクロロエチレン			0
	テトラクロロエチレン							テトラクロロエチレン			0
	1,3-ジクロロプロペン							1,3-ジクロロプロペン			0
	チウラム							チウラム			0
シマジン						シマジン			0		
チオベンカルブ						チオベンカルブ			0		
ベンゼン						ベンゼン			0		
セレン						セレン			0		
フッ素						フッ素			0		
ホウ素						ホウ素			0		
塩化ビニルモノマー						塩化ビニルモノマー			0		
1,4-シオキサン						1,4-シオキサン			0		
特殊項目	銅						特殊項目	銅			0
	亜鉛							亜鉛			0
	鉄							鉄			0
	マンガン							マンガン			0
要監視項目	クロム						要監視項目	クロム			0
	フェノール							フェノール			0
その他の項目	全25項目						その他の項目	全25項目			0
	塩素イオン							塩素イオン			52
	アンモニア態窒素							アンモニア態窒素			52
	亜硝酸態窒素							亜硝酸態窒素			52
	硝酸態窒素							硝酸態窒素			52
	有機態窒素							有機態窒素			52
	燃酸態機							燃酸態機			52
	クロロフィルa							クロロフィルa			0
	濁度							濁度			0
	メチレンブルー活性物質							メチレンブルー活性物質			0
その他の項目	TOC	6	6	6	6	6	その他の項目	TOC			30
	電気伝導度							電気伝導度			0
その他の項目	トリハロメタン生成能						その他の項目	トリハロメタン生成能			0
											2
環境ホルモン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩						環境ホルモン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩			2
	一般細菌							一般細菌			0
	大腸菌							大腸菌			0
	亜硝酸態窒素							亜硝酸態窒素			0
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			0
	塩化物イオン							塩化物イオン			0
	有機物(TOC)							有機物(TOC)			0
	pH値							pH値			0
	味							味			0
	臭気							臭気			0
	色度							色度			0
	濁度							濁度			0
調査機関名	東広島市	東広島市	東広島市	東広島市	東広島市	東広島市	調査機関名	東広島市	東広島市	東広島市	12
	東広島市							東広島市			

実施月 採水地点	H31						備考
	4	5	6	7	8	9	
1 黒瀬川下流	A	A,B	A	A	A,B	A	黒瀬川水系
2 和泉橋上流	A	A,B	A	A	A,B	A	
3 石ヶ瀬橋上流	A	A,B	A	A	A,B	A	
4 中川	A	A,B	A	A	A,B	A	
5 切川	A	A,B	A	A	A,B	A	
6 番蔵川	A	A,B	A	A	A,B	A	
7 深堂川	A	A,B	A	A,F	A,B	A	
8 米満川上流	A	A,B	A	A	A,B	A	
9 温井川上流	A	A,B	A	A	A,B	A	
10 呉・黒瀬境界	A	A,B	A	A	A,B	A	
11 竹保川	A	A,B	A	A	A,B	A	
12 光路川	A	A,B	A	A	A,B	A	
13 笹野川	A	A,B	A	A	A,B	A	
14 関川中流1	A	A,B	A	A	A,B	A	水太田系川
15 東川	A	A,B	A	A	A,B	A	水瀬野系川
16 椈坂川	A	A,B	A	A	A,B	A	
17 瀬野川	A	A,B	A	A	A,B	A	沼田川水系
18 杵原川	A	A,B	A	A	A,B	A	
19 宮領川	A	A,B	A	A	A,B	A	
20 入野川中流2	A	A,B	A	A	A,B	A	
21 造賀川	A	A,B	A	A	A,B	A	
22 造賀川下流	A	A,B	A	A	A,B	A	
23 沼田川上流2	A	A,B	A	A	A,B	A	
24 棕梨川上流	A	A,B	A	A	A,B	A	
25 沼田川中流	A	A,B	A	A	A,B	A	排水口
26 河隅橋南	-	-	-	C	-	-	
27 浄福寺橋上流	-	-	-	C	-	-	
28 浄福寺橋下流	-	-	-	C	-	-	安芸地津先・
29 早田原漁協沖No.1	D	D	D	D	D	D	
30 早田原漁協沖No.2	D	D	D	D	D	D	
31 早田原漁協沖No.3	D	D	D	D	D	D	
32 早田原漁協沖No.4	D	D	D	D	D	D	
33 早田原漁協沖No.5	D	D	D	D	D	D	河川
34 宮崎川	-	E	-	-	E	-	
35 来島ドック排水口	-	E	-	-	E	-	排水口等
36 干拓樋門	-	E	-	-	E	-	
37 藤原鍛工沖	-	E	-	-	E	-	
38 三永貯水池入口	-	-	-	F	-	-	
41 観測井1	G	G	G	G	G	G	地下水
42 観測井2	G	G	G	G	G	G	
43 深堂川下流	A	A,B	A	A	A,B	A	黒瀬川水系

摘要

測定項目

- A : pH, BOD, COD, SS, DO, 大腸菌群数, 大腸菌, 流量等観測項目
- B : N-ヘキサン抽出物質, 全窒素, 全磷, 塩素イオン, アンモニア態窒素, 亜硝酸態窒素, 硝酸態窒素, 有機態窒素, 磷酸態磷
- C : pH, BOD, COD, SS, 全窒素, 全磷, N-ヘキサン抽出物質, 流量等観測項目
- D : pH, COD, SS, N-ヘキサン抽出物質, 大腸菌群数, 大腸菌, 流量等観測項目, TOC
- E : pH, BOD, SS, N-ヘキサン抽出物質, 大腸菌群数, 大腸菌, 流量等観測項目
- F : ノニルフェノール, 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
- G : 地下水水位測定